

第百十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 五 号

平成元年十一月二十二日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 丹羽 雄哉君

理事 伊吹 文明君 理事 高橋 辰夫君

理事 野呂 昭彦君 理事 畑 英次郎君

理事 栗山 明君 理事 池端 清一君

理事 貝沼 次郎君 理事 田中 慶秋君

理事 栗屋 敏信君 理事 稲垣 実男君

理事 今井 勇君 理事 小沢 辰男君

理事 木村 義雄君 理事 古賀 誠君

理事 佐藤 静雄君 理事 高橋 一郎君

理事 竹内 黎一君 理事 戸沢 政方君

理事 二田 孝治君 理事 三原 朝彦君

理事 宮里 松正君 理事 上原 康助君

理事 大原 亨君 理事 川俣健二郎君

理事 多賀谷真稔君 理事 永井 孝信君

理事 渡部 行雄君 理事 新井 彬之君

理事 伏屋 修治君 理事 吉井 光昭君

理事 塚田 延充君 理事 児玉 健次君

理事 田中美智子君 理事 大橋 敏雄君

出席國務大臣 厚生 大臣 戸井田三郎君

出席政府委員 労働 大臣 福島 譲一君

厚生大臣官房総務審議官 加藤 栄一君

厚生大臣官房審議官 森 仁美君

厚生大臣官房老人保健福祉部長 岡光 序治君

厚生省年金局長 水田 努君

社会保険庁運営部長 土井 豊君

労働省職業安定局長 七瀬 時雄君

局高齢・障害者対策部長 七瀬 時雄君

委員外の出席者

総務庁人事局参事官 島中誠二郎君

経済企画庁国民生活局長 田島 哲也君

大蔵省主計局共済課長 乾 文男君

大蔵省理財局資金第一課長 佐藤 謙君

運輸大臣官房国鉄再就職対策室長 丸山 博君

労働省婦人局婦人福祉課長 堀内 光子君

社会労働委員会調査室長 滝口 敦君

委員の異動

十一月二十二日

辞任

尾形 智矩君

持永 和見君

河野 正君

田邊 誠君

同日

辞任

二田 孝治君

宮里 松正君

上原 康助君

多賀谷真稔君

補欠選任

宮里 松正君

二田 孝治君

上原 康助君

多賀谷真稔君

同日

補欠選任

持永 和見君

尾形 智矩君

河野 正君

田邊 誠君

本日の会議に付した案件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十四回国会閣法第六号)

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案(内閣提出、第百十四回国会閣法第七号)

七七号

平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名提出、第百十四回国会衆法第一〇号)

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

第百十四回国会、内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案及び第百十四回国会、大出俊君外二名提出、平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三原朝彦君。

○三原委員 もうこの委員会ではいろいろ質問もありまして、私自身も何をしたいかわからぬような状況もあったのですけれども、少し出尽くしたような気がしますけれども、与党の一年生議員として代表して質問させていただきます。

高齢化社会が急速に進行していく中といえますけれども、実は私は昭和二十二年生まれですからまさに団塊の世代でありまして、今から二十年ぐらいたちますと私も納める側からもう側になるわけでありまして、それを考えますと、二十年先を考えると本当にこれは切実な問題だといような気持ちで、団塊の世代の代弁者として少し質問させていただきます。

国民の老後の生活の支柱となる公的年金、その役割はその面からもますます、もう人が多くなれば多くなるほど重要な意味を持つてくるわけでありまして、その意味で、公的年金を将来とも国民の信頼にこたえるべく安定したものにしていかねばいけないことはだれも承知しておるところ

であると確信するところであります。

そこで、初歩的な質問から入るわけでありまして、年金の問題を考えますと、まず第一は給付水準、これを多くしたいといような問題があるでしょう。次は負担の増減の問題、保険料率の上限の問題、それとまた、給付開始を早めたりおくらせたりさせるという問題があるわけでありまして、年金基金あたりのもを考えると、まずは負担を余りにも保険料率を上げるわけにも、我々の日常の生活水準を維持する上でも簡単にいかないわけでありまして、また給付にしても、余りにも少ないとやはり老後が安定して人並みの生活もできないようなことになるわけでありまして、それから考えると、この三つを上手に組み合わせる適切な線に落ちつくところが、これが政策であり国の指導でもあるところと考えるところであります。

ところで、厚生省からいただいた資料を見ますと、負担、保険料率を見ても、年金の先進諸国と言われるヨーロッパと勘案しても、そう上下があるわけでもない妥当なところであるわけでありまして、また次に、給付水準を見ても、これも年金先進国と言われるような国々に比べても当分前とのところだといわけでありまして、今一番問題になっております給付の年齢であります、それは厚生省が今度打ち出される六十五歳という年齢に關しても、他の国を見ておきますと、社会条件いろいろ違いもあるかもしれませんが、六十五歳というところが大体行きつくところの年齢の形でもあるようですが、それに関しても一度説明していただきたいと思う次第であります。

○水田政府委員 まずは給付水準、保険料水準、開始年齢について、日本とは同じ社会保険方式をとっている欧米先進諸国のケースについて比較をさせていただきます。

第百十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 五 号

平成元年十一月二十二日

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

社会労働委員会 議 録 第 五 号

まず、給付水準でございますが、平均支給額と平均賃金との割合を見ますと、日本では四二・一％でございます。アメリカは四三・一％、イギリスは三九・五％、西ドイツは三七・一％となっております。

次に、保険料水準でございますが、現在日本は一・二・四％、これに對しまして西ドイツは二・四・三％、アメリカは一・五・八％、イギリスは一・八％から二・五・三％の間になっております。なお、西ドイツは本年法律改正をしまして、六十三歳からの早期支給を段階的に六十五歳までに引き上げることによりまして、西暦二〇〇〇年で保険料が二・八・六％になるところを二・六・四％に抑えるという措置が成立をいたしております。

次に、開始年齢でございますが、日本は御案内のとおり六十歳でございます。アメリカ、西ドイツ、イギリス、スイスなどほとんど欧米の主要国は六十五歳開始年齢は原則となっております。デンマークなどでは六十七歳、日本と同じ六十歳をとっているのは例外でフランス、イタリアということになっております。なお、アメリカは現在六十五歳でございますが、二〇二七年には六十七歳になることが既に法律で決まっております。

○三原委員 年齢のことでもう少しお聞きしたいのですが、日本もほとんど寿命が延びてきましたし、欧米に追いついて今世界でも一、二を争う長寿国になったのですが、そういうことから、六十歳を六十五歳ということに変えられた理由はそういうことなのでしょうか。それとも、日本も経済的に余裕が出てきたし、労働力不足あたりもあって、それから考えると健康のうちにもうちょっと働いていただいてというような問題からでしょうか。それとも一つは、外国が六十五歳から我々も六十五にしようという単純なことからでしょうか。そういうところをもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○水田政府委員 お答え申し上げます。給付水準を後代にわたって維持をしていくという要請が一つございます。そうしますと、どうし

ても受給者がふえてまいりますので、後代の方の保険料負担が非常に過大なものになる、こういう矛盾した二つの要請を現実的に調和を図って、給付と負担の世代間のバランスを図るためには、十分準備期間を置いて開始年齢を段階的に引き上げることが最も現実的な解決策だ、このように私どもは見ているわけでございます。

特にその背景としては、人生八十年時代になって活力ある社会をつくるということと、若年労働力が急激に減る、それから労働時間を短縮するということとで高齢者にワークシェアリングができる、こういうバックグラウンドから、政府が中心になって労使の協力を得て進めれば十分達成できる、こういう目標のもとに今回引き上げのスケジュールを提示した、こういう経過になっております。

○三原委員 今お聞きして我々も理解して納得しているところであります。将来とも給付水準、保険料率も、給付水準はできる限りもう方が納得できるほどのものを維持し、また、保険料率はできる限り出すよりも抑えていただいて、政府の方針は私は大いに賛成なのであります。議論はありますけれども、国民の老後を支える一番もとななるのはやはり一番安全、安心できる公的年金でありますから、給付水準の維持は、年金への国民の信頼確保の上でもこれからは十分に勘案していただいて、制度を進めていっていただきたいと思っております。

さて、次に移りますけれども、今、六十歳以上の人がもらっておられる公的年金の給付水準、これは老後の生活のどの程度を賄うべきか。老後になれば、孫が来れば小遣いもやりたいだろうし、たまには隣近所と旅行もしたいだろう、お墓参りに行きたいだろうというように、いろいろなことがあるんでしようけれども、生活の中で許される、どの程度までの許容範囲での給付をしてもらえるか、ちよつとそれを説明していただきたいと思う次第であります。

○戸井田国務大臣 給付水準のことを話す前に、

今仕組みの問題でいろいろ話しておられましたけれども、一つは世代間扶養ということを入れたいだかないといけないんじゃないかと思うのです。その世代間扶養というのは、年金で見るといって、その中に出てくる問題は、一つは今言った給付の問題、そして負担の問題、それから御承知のとおり高齢化が急速に進んでおりますから、支えられるOBの世代の数がぐんとふえてきて、現役の世代というものがその負担が重くなってくるという関係からすれば、支給開始年齢の問題、この三つが今お話の中に出ていたわけでありま

す。そこで、この世代間扶養の中の基本的な考え方というものは、経済成長をする、そして、その経済成長をした中で給与所得も上がってくる、あるいは消費も拡大してくる、そういうような中で生活の上で出費していく額が非常に多くなってくると思えます。そうすると、そういったものに対して、一方、OBになった世代というのは、現役が生活している同じような世界でOBも生活していくわけですから、当然そういった意味で負担もかかるし、いろいろな意味での経費もかかる。そういうことを考えるという、やはり給与を受けている現役世代あるいは社会全体の生活の水準、そういったものを考えて、現役世代の人たちの平均の水準の七〇％ぐらいを将来給付をしていこうというような考え方では進められているわけ

であります。

でありますから、今の年金法の改正の中では一つのモデル年金として、大体四十年加入した者に對する月額が十九万七千四百円に今度はベースアップされる、こういうことであります。それは現役で働いている人の水準である平均的な給与の二八万というものの大体七〇％の額に当たるというところは、現代の支えている人たちが将来はそういう水準のものは、世の中がずっと変わってきてもその水準のものはもたえられるのだということが、自分自身の負担をする過程において保障されるということを理解しながらやっていく、そうい

う仕組みでありますから、いわゆる世代間扶養の仕組みというものが安定していれば、お互いが合意をしていることでありますから、将来そういった水準の給付が受けられる、こういうことになると思ひます。

○三原委員 もちろん退職された方はいろいろ財形貯蓄や何かして、その後で家も建てられて、住宅ローンあたりもと残り退職金をもらったとくに納めて、自分の土地と家はささやかながらも、東京に住んでいれば別でしょうけれども、我々みたいな地方に住んでいますとそれは今の状況では可能でありますし、また、今支出で一番の部位を占める教育費あたりも、子供もでき上がってしまつておればそれもないでしょうから、今おっしゃつたように平均給与の七割ぐらいもいうことになる、まあまあそれで人並みな生活はできるんじゃないかと私は思ひます。そういうことがこれから、特に何度も申し上げますけれども、私たち団塊の世代が二十年以上たつてもう側になつたときに、受給者になつたときに、これがまたちゃんとできておるようにお互いに骨を折つて努力しなければいけないと思つておるところであります。

次に移してもらひますが、私は、今の答弁もあつたように、公的年金の給付の内容というのは国際的に見ても何ら遜色ない、これから大いに進めていただきたいものである、また誇りに思つてもいいと考えているところであります。

そこで、ちよつと教えていただきたいのですけれども、年金は年金でいたゞく、そしてまた、それ以外にもやはり自分自身の生活をより豊かにするためにみずからの貯蓄、個人で努力された部分もあると思ひますけれども、そういう面、貯蓄の状況はどうですか。それと、現役の勤労者の七割ぐらいのお金を年金取得者はもらつておられますけれども、現役の勤労者の人と比べて貯蓄の状況はどうなんでしょう。

○加藤政府委員 高齢者世帯といひましても家計状況、個別にはさまざまあると思ひます。平均的

に申し上げますと、昭和六十三年の総務庁の貯蓄動向調査をみると、世帯主が六十五歳以上の世帯は一世帯当たり平均貯蓄現在高が千七百四十一万二千円になっております。これは全世帯の平均貯蓄現在高の方が一千百九十九万八千円になっておりますので、約六百万円多いということになります。

ただ、一方ではそれぞれの世帯で負債がございまして、負債の現在高を差し引いて純貯蓄額というものをみてみますと、世帯主が六十五歳以上の世帯では一千六百六十万六千円になっておりまして、これに對しまして全世帯の平均が八百三十三万四千円でございますので、六十五歳以上の世帯の方は約八百万円多いわけでございます。このように、住宅や土地のために、現役の勤労者世帯はローンでありますとかそういう負債が多いというようにございまして、高齢者世帯の方が多くの貯蓄を持っているということが言えると思えます。

○三原委員 今聞きましたら一千六百万円ぐらいということですから、今それこそはやりの大口の短期の預金があつたりしますと五%以上の利子がつくから、OBの人でも年金をちゃんと現役の人の七割くらいもらつていけば、経済的にはまあまあ生活じゃないかなと私は考えておるわけです。しかし、それも都市にお住まいの方と我々のような地方に住んでおる人との条件が異なると思ひます。都市ですと、もう我々ちよつと想像もつかないような住居費がかかる、生活費がかかるやうです。そこところは依然と老後の不安感あたりは強いのではないかなという気がするわけでありまして、それから考えると、高齢者といえども雇用の確保とか、ちゃんとしたみずからの住宅があるかどうか、あるいは病に倒れて寝たきりになつたときの介護の問題といったような年金以外、お金以外のところでの要因、この諸施策の整備あたりをまた我々は大いにしていかなければならぬのじゃないかというふうな気がするわけでありまして、周辺整備も整つて、そして総合的に見て年金に依頼して豊かな生活を送れるというふう

な気もするわけでありまして。

そこで質問でありますけれども、結構お金に余裕があると、このところ民間主導型の高級な有料老人ホームもここそこに、特にこの首都圏周辺あたりにできておるようございましてけれども、具体的な入居の費用とかサービスの内容とか、そういうたいぐいのことをわかる範囲で教えていただければと思つた次第であります。

○岡光政府委員 有料老人ホームは、先生御承知のとおり高齢者が、そのホームを設置している人と個人契約を結んで、全額自己負担で食事であるとか介護であるとかのサービスを受けるという施設でございまして、費用としては、入居するときの入居一時金というものと毎月毎月の利用料金を出すという二つから構成されているケースが多うございまして。

それで、入居一時金というのはそのホームの建設費を中心にしたものを賄うというので、全国平均で見てもまいりますと、単身で入居の場合約一千八百万円程度、夫婦の場合ですと二千四百万円程度という状況でございまして。それから毎月毎月払う利用料でございまして、これは食事であるとか介護等をする職員の人件費に見合うものでございまして、月額で、単身の場合は約十万円前後、それから夫婦の場合には十六万円前後、こういう水準になっております。

○三原委員 今の額を聞かせていただくと、二十万近くの年金をもらつておられる人なら夫婦で入つても十六万円。しかし、小遣いあたりがほとんどどうなるのかなという気がしますけれども。都心あたりで家と土地を持ったような人がそれを売り払つて有料老人ホームに、周りからいつも見守られてチェックされて、いざというときには安心できるからということで入れば、まあそれも不可能ではないような気もするわけでもありますけれども、高齢者のニーズ等もいろいろ変化し、多様化してきておる今日、民間主導でこういったサービスがどんどんバラエティーに富んで起きてくることは結構なことじゃないかと私は思つてお

る次第であります。

しかしながら平均的な、またすぐ地方の問題になるのですが、地方あたりの方で、息子さんが都心に住んでいて、この都心の周りの今のような有料の民間老人ホームに入るとなると、これはちよつと無理かな、高ねの花だというふうな気もしないわけでもありません。できるだけ多くの人がこのような民間サービスを利用できるようにするために、サービスを提供する側にとつてももちろんメリットがなければいけないでしょうし、この種のサービスの利用料については、基本的に退職金を納めて、それを一時金にして、それでも半分ぐらい残つて、そして、なおかつ公的年金で賄えるというふうな感じでやつていければいいのじゃないかと私は考えるのですけれども、それに對して助成とか指導、何らかの手だてを講じてはどうかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○岡光政府委員 まず、そういう利用料金等につきまして適正な程度にしないということを指導しております。それで、そういうための指導方針というものをこしらえて皆さん方の協力を仰いでいるところでございまして。

それから、経費支援という関係で、そういう建物を建てる場合の整備費について低利融資の制度を設けているという状況でございまして。

○三原委員 これからも大いに利用できるように、バラエティーに富んだ老後の生活の環境をその当事者の人たちが選択できるように、これからますます政府の方でやつていただきたいと思ふ次第であります。

民間の老人ホームに入れる方というのは、もちろん所得が真ん中より上と思うのが妥当だと思ひます。現状では、価格の面その他難しい問題が多いように思ひます。また他方で、市営住宅、県営住宅、町営住宅というふうなところにお住まいの高齢の方がたくさんおられるわけでありまして。その中で今後、独居老人、よく問題になります。独居老人もふえていくことが大いに予想されます。そのことを考え合わせますと、住宅政策の面

でも高齢化する社会で対応していく問題があるのじゃないかと思ふ次第であります。

具体的に言いますと、緊急時の管理、日常の相談などをやってくれるホームヘルパーの制度あたりをより充実したりとか、高齢者向けの公の住宅を建ててみて、そこには手助けしてくれる方が常駐しておる、ベルでも押すとすぐ行けるような状況になるとか、そういうふうなものをつくる必要もこれから先、高齢化社会に向けて考えられるのじゃないか、私自身は大いに必要だと思つていますが、その点に關して厚生省の意見を聞かしていただきたいと思います。

○岡光政府委員 御指摘のとおりだろうと思つております。

私も具体的に、建設省と御相談をしながら、高齢者向けの公共住宅の確保をまず図つております。俗稱シルバーハウジングと称しておりますが、公共団体とかあるいは住宅・都市整備公団等が行ういわゆる公的な賃貸住宅で、お年寄りの生活に適したような設備とか仕様を備えている、そういう住宅を供給する、そしてそこには、今先生が御指摘いただきましたような生活の指導をするとか相談を受けるとか、安否の確認をするとか、それから家事援助をするとか、あるいは緊急時にすぐ対応できるような、そういう人を配置するようなことを考えて、今計画的に、全国的にそういうものの整備を図ろうとしております。

それからもう一点、私どもの独自の施策で軽費老人ホームというタイプの老人ホームがございまして、これにそういう緊急時の対応ができ、かつ日常的にも相談なりそれから生活の支援ができるような人的な体制を整えた、いわゆるケアハウスというものを今年度から創設をしております。これを積極的に整備をしていきたい、そういうことで公営住宅なり軽費老人ホームを活用しまして、そういう所得層の需要にこたえたい、こんなふうに考えております。

○三原委員 部長さんにちよつとお聞きますけれども、ケアハウスというのは全国にどのくらい

そしてまた、それから考えると、特養老人ホームあたりの利用者の数は、費用負担に応じた年金あたりも所得とみなされて、ある程度取られておるようでありますけれども、そのいたいた分は、今度は在宅で苦勞しておられる方々あたりに回せ

す。

○三原委員　もちろん年金を受給される方も、そのもらわれる前は自分が汗水流して働いて、その中から将来のためにということで保険料を払つてこられたわけでありますから、私は、その人の権

護を行う家族が大切でありますので、その家族を支援する、そしてまた、その対象のお年寄りについても、自分の体に残されている機能を引き出して、日常生活が自分で行えるような仕組みを進めるということを基本に考えております。家庭で、家

りません。そうなったら公的機関ということでしょうけれども、その公的機関の一環であります老人保健法の改正で老健施設というのがつくられたわけであります。最初は七カ所でしたか、試験的に行われて、今ほとんどふえていると思います。

の一部には、運営方法や費用負担について必ずしもうまくいっていないような話も聞くわけですが、適正規模になっておらないとか、個人の負担あたりでも高い、低いで時々不満があるような話も聞くわけですが、老人保健施設は今後の我が国の老人保健福祉政策の一つの中核でないか、それを拡大していかなければならないと私は思っているわけであります。

施設の運営とかケアの内容、また費用負担のあり方、つまり、今特養老人ホームの話が出ましたけれども、老人施設に入って、定額で今二十万か二十一万でしたか、国からもらって、自己負担五万円ということですが、五万円なら平均なんというのを聞きましては、たぶん年金をもらっている人はそこに入りながら、それこそまた自分でためていくようなことになるでしょうし、そういうことについて何かガイドラインを設けるとか、今まだ始まったばかりですからいろいろのトラブルもあるでしょうから、施設間のお互いの情報交換、施設の質を確保していくための方策あたりを、もちろん今一生懸命努力しておられると思いますけれども、その点はどうでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○岡光政府委員 御指摘のとおり、老人保健施設は始まったばかりでありまして、私も役所の立場として、施設設備それから配置をされておる人員及び運営にしまして基準をつくっておられまして、その基準に従ってやっていただくようにという指導をしております。しかし、それだけでは足りませんので、まずお互いの間で必要な情報交換をしていただきたい、そして施設で行われるサービスの質を確保し、向上してもらいたいというところで、都道府県を通じて都道府県単位にまづ積極的な相互交流の場をつくっていただきたいというお願いをしております。

それとあわせて、老人保健施設もこの十月現在で全国で百九十八施設になりましたので、数もどんどんふえておりますから、全国で老人保健施設の協議会のようなものをつくっていただきます。

して施設間で相互に情報交換をし、また、いろいろな処遇方法についてお互い知り合って、いい内容のサービスを提供していただきたいということ、そういう協議会の場をつくっていただくということ、あすかあさって、その協議会を発足するとういうふうな情報も受けております。これは、先ほどお話がありました当初七カ所の施設が中心になって、そして全施設に入ってもらおうじゃないかというふうなことで、そういう民間の動きと相まって私もいろいろお願いを申し上げて、いいサービスが提供されるように指導していきたい、そう考えております。

○三原委員 再度お尋ねしますが、費用の負担の面ですね。何か平均五万円ぐらい自己負担があるそうなんですけれども、あとは国が二十万か二十一万くらい定額で出しているのですが、それと年金と絡めてみまして、一方で年金をもらっているが、こつちで二十一万から定額の補助をやつて、そして五万円だけ自分が出しますけれども、特養の老人ホームのときには所得に応じていろいろ出すあれが決まっております。そここのころはどういうことでしょうか。何か新たな展開みたいなものが考えられないのでしょうか。

○岡光政府委員 御指摘のとおり、お年寄りが利用している施設、特養であるとか老人保健施設であるとか、あるいは病院にも入院をされているわけでありまして、それから在宅での費用のかなりぐあいもあります。そういう施設間の費用バランスというものをどういうふうに考えていったらいいのだろうかということもまず私も基本的には研究させていただいております。老人保健施設につきましては、老人医療費の方からその人たちの処遇に必要な経費として二十一万円というのをお渡ししているわけでありまして、食費であるとか身の回りの費用であるとか、そういうものを中心に五万円程度ということ念頭に置いて、それぞれその人の置かれている状況に応じて費用を負担していただくという格好になっております。

そういう意味で年金と必ずしもリンクをしないわけですが、冒頭申し上げましたように、そういう各種施設間の費用負担のレベル、費用負担のあり方についても少し将来展望しながら考えていかなければならないのじゃないだろうか、そのところをもう少しお時間をいただまして検討させていただきたいと思っております。

○三原委員 よく言われるのは、医療に今一年間五十万も六十万もかかるということですから、いろいろな施設の中でもっと元気にやっていただくためのリハビリとか日々の生活の向上あたりをこれから大いに指導していただいて、医療の面で老人の方がより元気で生活できるような感じを厚生省あたりもいろいろ施策を練っていただけてやっていただきたいと思うのですが、そのところ、よろしくお願いしたいと思う次第であります。

恐縮な話ですが、個人的な問題ですが、実は私の母親もばけ老人といえますがアルツハイマーというふうなものになってきて、現実には私の姉がずっと在宅のケアをしているわけでありまして、本当に苦労が多いのは身にしみて感じるところであります。たまたまこれは幸いなことで、身内の中でそうやってずっと専従で見ている人がいるからできるわけでありまして、例えば都会で共稼ぎで生活しなければいけないという家庭とか、専業主婦でも子供が小さくて子供の面倒を見なければいけない、そしてまた年寄りの面倒を見なければいけない、そういうことでは肉体的、精神的に面倒見る方が先に参ってしまうというふうな状況も多々あるのではないかと考えるところであります。

そういうことを考えておりましたら、先日、労働省の方で育児休業制度の導入、それを何とか一つのたたき台みたいにして、今度は介護休暇制度というふうなものを新しい施策として考えておられるようにしたが、それについてちょっと状況の説明をお願いしたいと思います。

○堀内説明員 先生の方から御指摘がございました介護休暇制度につきまして、徐々に民間の方で介護休暇制度を導入している企業があつていろいろな状況にございます。現在一割の企業がそういった制度を持っていらっしゃると思いますが、行政としましては、御指摘のように高齢化あるいは核家族化ということも背景をいたしまして、老親介護の負担というものが勤労者家庭にとって大変大きな問題となつてきているというふうに認識いたしております。介護休暇制度というのはそういう問題に対応します有効な制度の一つであるというふうに考えております。

現在、先ほど申しましたとおり、この介護休暇制度の普及率は一割程度という状況でございますので、行政としては実施されております企業での制度の内容でございますとか、効果でございますとか、問題点でございますとか、そういう点を十分勘案いたしまして、その対応につきまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○三原委員 これから先も、それこそ生まれる人よりも年をとっていく人の方が多い時代に入ってきておられるわけですから、もちろん育児休業制度は大切であります。それと同等に、まさるとも劣らぬぐらに介護休暇制度も、一割程度という御報告を今いただきましたけれども、あらゆる地域であらゆる部門でそれが行われることを高齢化社会、高齢化社会を迎えるに当たってやっていただきたいと思う次第であります。

高齢化社会に向けて、年金とか医療の問題だけではなくて、解決しなければならぬ問題はまだまだたくさんあると思います。私は、きょうは年金と、ちょっと医療、介護を中心にして質問させてもらいましたけれども、これからは厚生省の方では、資金の面からもうですが、また、それ以外の施策、政策、そしてまたサービスの面から大いに努力していただいて、老いて安心して安定した明るい豊かな老後の生活ができるように御苦しいいただきたいというこ

とを最後にお願ひ申し上げまして、私の質問を終
わらせていただく次第であります。

○戸井田國務大臣　今、三原先生御自身の家庭のお母さんの問題まで指摘されて、これからの高齢化社会の在宅介護という問題について御指摘いただいたわけでありますが、御承知のとおり今の日本の高齢化社会は非常に急速なテンポで進んできております。しかし一方には、日本の国民経済というものは非常に豊かになってきているわけであります。そういう中でどのようにして長寿社会を守っていくかというのは、今御指摘がありましたように、一つは年金、一つは医療、一つは福祉、この三つの考え方が中心になってくるだろうと思いますけれども、お年寄りが究極的には元氣老人で、人生八十年の中の本当に自由な生活を保障されている二十年間というものをどうやって元気で過ごしていくかということが非常に大事な問題だと思ひます。

そういう中で、お年寄りが元気になるためにはどうしたらいいんだ。病気になるやすい。病気になるればお医者さんのところで、病院で十分看護から全部やってもらう。治って帰れば、家へ帰ると家ではそういった手が不足して十分な介護ができない、そのために病院の延長線上になってしまつて、そのまま在宅で寝たきりになってしまふ、こういうようなことがないようにしていかなければならぬわけであります。

もう一つ大事なことは、お年寄りにとって、何といいますがお金ばかりが財産ではなくして人が財産である、友達が財産であるということを実感としてお年寄りの人が持っている体験を私は聞いたことがあります。奥さんが亡くなったお年寄りで、在宅でいたけれども、年金は相当その方はあつたのです。そして家もあるのです。非常に豊かに生活できるんだけれども、まず第一に食事をつくろうと思つてもできない、あるいはおあつち入るとか何だかんだみんな奥さんのお世話になつていたのが、ある日突然奥さんが亡くなったという環境の中で全く困つてしまつた。ますます孤独感に

襲われてしまつて、お金よりも人が恋しくなつてきた。そこで、ある施設がありまして、その施設へ行つてみたらくさん同じような環境の人がいて、そこで話をし合う、お互いに話し合った瞬間から自分の生活というものが非常に夢が持てるようになったということを言っております。

分な公的な施設等で介護する、あるいはデイサービス、ホームヘルパーを派遣する、あるいはショートステイというように形でそれに合ったようないろいろなサービスができておりますし、また、今看護休暇というような看護のために休暇をとるという制度も出てきております。そういう仕組みといたうものがそういった必要な家庭で果たしてわかつているんだらうか、それだけ準備されていることがわかつているんだらうかということになるかと、どうもそういう意味では徹底してない。

そこで、今度はそういったサービスを、どこで、どういうようなことをしてもらえ、こういう場合にはどういうことをしてもらえのかというような情報を得るために、短縮番号で八〇八〇です。が「ハレバレ」という電話番号、まだいつから実施するか、決まったのは最近番号が決まったんです。その地区でボタンを押してその電話番号を押すと在宅サービスの相談に乗ってくれる。そして、それだったらこうしたらいいだろう、ああしたらいいだろう、あるいはそのほか、いろいろな情報ばかりではなくして介護の上で必要なサービスの細かいことをこれからやっていかないと、いわゆる豊かな高齢化社会になっていかなんじやないか。そういう意味では設備も大事であるけれども、先ほど言いましたような安心感を与える周囲の人の心というものも非常に大事だろう。社会の心というものが、お年寄りに対してあるいは身体障害者にしても弱い立場の人に対する目、見ている目、その目がいかにも自分たちに冷たい目にならないような社会全体の教育というものが将来においては必要だろうと私は思います。これだけ

の高齢化社会に備えていくための人間的なつくり上げをしていくための教育という面も大事なものであるというふうに考えてまいりますと、高齢化社会というものは日本の当面の内政上の非常に重要な問題の一つであると認識しておりますので、先生の今の御指摘の点については十分留意をして努力をしてまいりたい、かように思います。

○三原委員　ありがとうございました。

○大原亨委員 きょうは労働大臣の出席も得ておりますから、時間の都合で順序を若干変更いたしますが、それを頭に置きながら質問したいと思ひます。

厚生大臣 水田局長はいろいろなPRの文章やその他で、今度の再計算に当たって、年金の保険料、掛金を倍にするか、あるいは給付水準を半分にするか、または開始年齢を六十五歳にする、こういう三点を頭に置きながら六十五歳繰り延べをスケジュールに入れたという説明をいたしておられますね。この三点セットの考えは余りにも短絡的ではないか。そこで、連合やその他、全部国民ですが、これは雇用不在ではないか。もう一つ前の昭和六十年の国会審議のときに、基礎年金を導入したときに、基礎年金の導入には我々も原則的には賛成、北欧型を入れるのは賛成でしたが、日本の基礎年金には欠陥があるのではないかということとで、衆議院では附帯決議をし、参議院では法案修正をしたわけです。そういう問題を、言うなれば三点セットで考える前提条件になる問題について総合的に判断をしないと、国民から見るととても納得できない、こういうことになっておるといふふうに私は思います。

そこで労働大臣、西ドイツは労働保健大臣とい
うのがいるんですよ。雇用の問題と年金の問題は
同じ大臣がやっているんですよ。日本は縦割りな
のです。厚生大臣がこの法案を出しましてから労
働大臣のところへ二回ほど行ったというふうに答
弁いたしました。これは戸井田さんのときは一
回でしょうか、前に一回でしょうね。いや、あな

たは行っていないでしょう。最近はず野内閣でも何でもどんどん変わるから、だれが行ったかわからぬでしょう。しかし問題は、一つは、今までの答弁の中で、高齢者雇用安定法について今修正するために審議会にかけておる、こういう答弁がありましたね、労働大臣。その審議に当たって、私は去年からことしにかけてOECDやヨーロッパの主要国を調査したわけですが、今問題は、六十歳から六十五歳の間の雇用と年金あるいは年金と雇用をどのように結びつけていくか、結合するかということが一番大きな課題なんです。

そこで、一つは、一九八〇年に採択されましたILOの百六十二号勧告、「高齢労働者に関する勧告（第百六十二号）」この勧告が採択されたのですが、これは非常に長い間の議論を通じまして、そして、いろいろな差別の問題、女性差別の問題、人種差別の問題をILOは取り上げてきたけれども、今度は年齢差別の問題、高齢者に対する雇用の問題を特別にまとめて百六十二号で集約をして勧告したのです。ヨーロッパを調査してみますと日本の政府はおかしい、こう言うわけです。先進国であるのにおかしい。というのはどういうことをいうかという、その勧告を採択するときに、これは多国間の条約で非常に拘束力を持っている条約としてやるべきであるという欧米の先進国は意見に対して、発展途上国と一緒に日本の政府は反対した。そして、勧告にしてくれ、位を下げてくれ、こういうふうに言った。それはやはり日本のおかしき労働慣行があるのではないか、こういう点を私は指摘を受けております。

そこで、高齢者雇用安定法を改正するに当たつて、私は次の二点についてまず労働大臣の見解を聞きたい。それは、六十歳から六十五歳までの者を対象とした場合に、六十歳と六十五歳の人口とというものは被扶養人口であるのか。人生八十年の中で被扶養人口として規定するのか、あるいは生産年齢人口の中の稼働力人口として規定するのか。そういう点についての基本的な立場について労働大臣の考え方の基本をひとつ聞かしてもらいたい。

たい。
念のために、社会保障制度審議会が昭和五十四年に「皆年金化の新年金体系」ということを出したときに、雇用問題に集中して建議をいたしておりますが、そこでもその問題を提起いたしております。

第二に、アメリカやイギリス、ヨーロッパの高齢者の先発国では、例えばアメリカの例で言いますと、年齢による雇用差別禁止、この法律をつくっておく。イギリスも同じようにつくっておく。これは六十を超えた人に対して、あるいは六十以下でも同じですけれども、これを超えた人に対しては年齢を理由として雇用上の差別をしてはいけない。働く意思と能力のある者は継続して働く権利がある、これを労働者の権利として保障している。アメリカは六十五歳に線を引いておったのですが、これを切った。七十歳に線を引いておったのですが、切った。マンズフィールド大使は八十を超えても働いていた。それは、年配の者がいつまでも働くというのではなしに、年金との関係をつけるまでは働く意思と能力があればその雇用を保障する、こういう考え方でですね。そういう一本線の入った指針を、高齢者雇用安定法の中に一文をちゃんとつくる、そういう意思があるかないか。この二点について労働大臣の見解をお聞きいたします。

○福島国務大臣 まず、基本的に雇用と年金の間に間隔があかないようにしなければならぬというお考えにつきましては、私も全くそのとおりに考えております。そして今労働省にいたしましては、まず現状を少しでも改善をするために、六十歳定年を定着させるということを一つの重点として置いておるところでございます。しかし、まだ今の段階では、六十歳定年で実施をされておられる企業が六一・九%、近くそこまで踏み切ろうという企業まで含めると七九・三%という現状でございます。したがって、完全達成までまだ約二〇%程度上げていかなければならないわけでございます。そういう意味での努力、そしてま

た制度的な形における助成の改善等も今鋭意図っておるところでございます。

まず、被扶養者なのか、あるいは稼働力人口なのかというお話がございました。私も、六十歳から六十五歳までの働く意欲と能力を持っておられる方々については必ず雇用の場を確保できるようにということの一つの重点として考えております。そういう意味で、また今人手不足と言われる中で、その解消のためにも、そしてまたお年寄りの皆様方が生きがいを持って、余生を単に悠々と自適される、それも一つの方法ではありますが、まだ働く気力、能力をお持ちの方々が職場についてくださるということは、今申し上げた両面から大変大切なことだと考えております。稼働力になり得る方についてはそういう形に環境の整備を図っていくことに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

なお、今アメリカの例を引いて、アメリカの年齢差別禁止法を援用されました御意見の御開陳がございました。私も、アメリカにおいて年齢を理由とする退職制度が原則として禁止されておるということは承知もいたしております。そういう意味では我が国における定年のような制度が許されていなくということかと思っております。しかし、高齢者の雇用につきましては各国の状況はさまざまでございます。必ずしも欧米の制度が我が国にふさわしいかどうかまた十分検討を要する問題であります。また一面、今の定年制というものが高齢者雇用安定法に基づいてできるだけ高年齢の方まで働き得るように、その水準を引き上げていくという一つの目標を置いたというふうな意味合いからいたしますと、これをさらに六十から六十一、六十二と引き上げていく、そのワンステップとしての大きな役割を果たしておるものだろうと思っております。しかし、六十五歳までさらに雇用機会を延ばしていくことについてはいろいろな点から、現行制度あるいは法的整備のあり方等について検討を加えていかなければならないところでございます。今雇用審議会におきまして、

そういう意味で今の六十歳をさらに六十五歳程度まで引き上げていくについて具体的な諸問題、場合によっては法的整備をどのようにするかということまで含めまして議論をいたしておるところでございます。御趣旨の雇用から年金への連続につきましましては、あらゆる方策を通じて今後とも努力を怠りまいりたいと存じております。

○大原(亨)委員 非常に御丁寧な答弁ですが、遺憾ながら中身はございません。非常に空白な答弁であります。

ILOの勧告には、こういう一文があるのです。労働大臣、見ましたか。「高齢労働者は、年齢を理由とする差別待遇を受けることなく」、欧米の慣例が違ふとかいうことでなしに、ILOが国際的な労働基準の一つとしてこういう勧告をした。これは条約にするか勧告にするかで非常に議論になったけれども、たゞさんの差別立法を集約して、そして高齢者に対する差別を禁止するという趣旨のもとにやった勧告ですが、その中でこの問題を取り上げて「年齢を理由とする差別待遇を受けることなく」という一文を入れておるわけです。

ですから、今度高齢者雇用安定法をやる場合には、日経連は六十歳以上一律延ばすことに反対とはっきり意思表示をしておりますけれども、国民的な立場から見れば、私が申し上げましたように六十五歳までは被扶養人口、従属人口としてではなくに稼働力の人口として経済社会の中で位置づけていくのだということ、を、びしっとしなさいということを氏原さんが、社会保障制度審議会では労働問題を主としてやっておりますが、大河内会長のように建議をいたしておるのであります。そのスタンスをきちっとして、高齢者雇用安定法についてちゃんと諮問しなければいけません。そういう主体性がなければいけません。国際性がなければいけません。国際時代ですから。そのことをきちっとやるべきではないか。

それと一緒に、例えばイギリスではどういう法律かというと、不正解雇禁止法ということで、六十五歳年金開始までは本人の意思に反して解雇されることはない、本人が働く意思と能力があれば雇用上の差別を受けないということを法律でやっております。他の方は全部労使の慣行として確立している。ですから、あなたが長々と説明された中に出ておりますように、日本のようなプランクがあつて、一律定年制、これは労働者側の責任でもあるのですが、一律定年制で六十歳以上というふうなことで、六十歳以上の場合には嘱託とか臨時とかパートとかの仕事をやつて在職老齢年金を出すというふうないびつな制度はとっていない。順次実例を挙げて説明いたしますが、そういうことはとっていないのです。

今の最初に申し上げた二つの点について、一人一人の高齢者の働く権利を保障するのだというILOの勧告の精神に従った審議をしようというに、労働大臣は主体性を持って高齢者雇用安定法の改正に臨むべきではないか。重ねて私の質問の趣旨を申し上げます。

○福島国務大臣 ILO第百六十二号勧告において、加盟国が雇用の機会及び待遇における差別の防止措置をとることを求められておりますことは私も十分に承知いたしております。しかし、この勧告の基本は、各国の国内事情あるいは国内慣行等を考慮いたしながら、それぞれの国が実効ある高齢者対策の実施を求めているというのが基本でございます。今委員が御指摘の観点に立つて、私もいたしまして、今の六十歳定年を逐次引き上げていくということについての現実的な、かつ実効ある対策について今鋭意検討しておるところでございます。雇用審議会におきましても、御指摘のありました米国の例は英国等における現状あるいは法的な措置、制度等も十分勘案された上で立派な一つの提案をしていただければと期待をいたしておりますので、その結論を待ちまして適切な対処をいたしてまいりたいと思っております。

○大原(亨)委員 その意味においては本委員会の審議は大切だと思つて、国会で審議をいたしまして、大臣が御答弁になりましたことをちや

歳までの継続雇用について、きちっと実績ができるような、労使に対する、特に企業に対する雇用上の規制というものを含めて、今助成金制度はやっておるが逆の納付金制度、ペナルティーなども考えながら、きちっと社会的な義務をつけて稼働力人口として位置づけていくことによって、一方で出生率が低下して若い人口が減っているのですから、全体としてはどうするかということ、産業ロボット時代にふさわしいことを考えながらやるべきではないか。そのスケジュールをきちっと示さないでにおいて、答弁しないでにおいて、厚生省の年金開始が独走するというとはいけない。あなたは六十五歳まで雇用を延長するというめどをきちっとつけることができますか。

○福島国務大臣　まず六十歳定年につきまして、平成六年にはこれを完全に達成したいというのがワンステップでございます。そして今の六十五歳の問題につきましては、今まで終始私の答弁にお

きましては、今御審議いただいておる政府提案の
原案におきましては、六十五歳支給開始になりま
すのはまだ二十年以上の余裕がありますけれど
も、私どもといたしましては、実際に私どもの施
策の上における六十歳から六十五歳に引き上げ
ていくのはもっと前倒しをもつてやれるように努力
をいたしてまいりたいということを申し上げてお
りまして、残念ながら具体的に何年にいつとい
うところまで明確には申し上げられませんけれど
も、今の全体としての労働力需給の状態並びにお
年寄りの皆様方が本当に元気で働きたいと言
っておられるその状態を伺っておりますと、適切
な制度、施策の展開によって立派に御心配な
いような形で早急にそれを実現させていくことは
可能であると私は思っておりますし、平成二年度
におきましては、これは予算要求の段階でござ
いますけれども、これは雇用継続あるいは六十
歳から六十五歳まで、この雇用継続あるいは
その段階における雇用率を高めるということに
ついての新しい施策もぜひ実現をさせていき
たいと考えておるところでございます。

○大原(寧)委員 それでは、労働大臣、よろしい

すから、そういう意味で先生の御意見というものをよく拳拳服膺して検討して、検討といいますが、私自身は非常にそういう意味でお聞きしておる次第であります。

○大原(幸)委員 望むらくは、戸井田さんが労働保健大臣になってもらいたい。

出生率の問題について申し上げましたが、厚生大臣、ついでに、ついでにと言つてはなんですが、これと深い関係があるんで、きょうは局長見えておらぬかもしらぬが、フランスは合計特殊出生率が一・八になったのですよ。これはずっと下がっておつたのですよ。それからドイツは一・三だつたのですよ。それならこれを計算いたしましたら、二十一世紀に入つてまいりますと、百人の被保険者が百四十人の年金受給者を分担するということになるわけですね。それで、与野党は党派の違いを超えて、大連合して修正を協議して十一月に一つの結論を出した。部分年金もそのときに入れるということを決めたわけです。ですから、私は今異常なときであると思ひますから、そういうときに、例えば日本は児童福祉ということになると、私は予算委員会、佐藤内閣のときからずっとやつておつて、実際には日本の児童手当も非常にいびつで、これがフランスだったら、例えば第一子は一万一千円ですが、子供がふえるたびごとにこれはふやしていくという、それから育児休暇とかお産の休暇とか保育所とか、そういう児童福祉全体についてもう少し子供を大切にすると、教育を含めて金がかかぬようにして大切にすると、いうことをやらないと、出生率は人口問題研究所が言うような、出せば出すほど、ふんどしじゃないけれども前の方から外れていく、こういう推計、權威のない推計、そういうものにならぬようにするために、児童福祉ということをも一回見直ししてみることがあるんじゃないですか。いかがですか。

○戸井田国務大臣 今出生率の問題から、同時に子供がだんだん減ってくるという現象は、やはり年金制度を支えていく世代が減少していくわけでありますから、そういう意味で私どもは教育あるいは子供の養育に対する負担あるいは保育に対するいろいろな意味での時代に合ったような対応、こういうことも取り扱つていかなければいけないということはよくわかります。

それから部分年金の問題につきましては、今度私どもその精神というものは十分尊重して、六十五歳から、その間にも六十一歳で年金生活に入りたいたいというような状況になり、雇用が特に確保されていない状態である場合には当然そういうものに繰り上げ制度も適用されていく。考え方としては一つの方向としてそう違つていないのじゃないかというふうに考えます。でありますから、いろいろな選択という問題がだんだんそういう現実に向つた方向に向いていくということの、一つが、やはり今の繰り上げ支給制度になつていふと思ひます。ですから、六十二歳で受給者になりたければ六十二歳、自分で選択していけるといふ道も選んでいるわけであります。

○大原(幸)委員 月収二十二万円以上の人については在職老齢年金というのは適用されないのですよ。そうすると、六十までの技術や経験を生かして継続雇用で個人個人の権利を保障しながら六十五歳まで働く権利を差別なしに保障するというILOの精神や、そういう精神からいいますと、どうしてもこれは拾ひ仕事になつてしまうのですよ。周辺で憲法とかいろいろなことになつてしまふわけですね。そうでなしに生きがいがあるように、人生の最後を終わつて年金につなぐ、それが人生八十年のライフサイクルではないか。これは厚生大臣、あなたの意見と私はそう違ふぬと思ひます。厚生大臣が厚生大臣になられる前にどこかで講演したものの記録を私と見まして、今とどう違つていふかと思つて見ましたら、かなり違つていふのですよ。しかし、大体もとへ返るような気がするから非常に希望を持っていますね。あるところで講演したものを私は記録を見ましたけれども、詳細に検討しました。それは一々言う時間がありませんし、なんですから……

そこで、午前中の所定の時間を考えまして、厚生年金の男子について保険料を二・二%上げる。私どもが前回で議論したときには一・八%であつた。そのときの議事録や附帯決議等を私も調べてみた。したが、やはり今、年金局長があらかた言つておられるように、その場合にも一・八で、保険料負担の限界は、今答弁があつたように西ドイツが一番高く二・四%が可処分所得の限界、こういう議論がずっとされてきたわけですね。それで、それをなぜ変えて上げたのかという質問に対して、水田局長は、三年ほど平均寿命が延びました。平均余命率が延びました。平均余命率が三年延びたという中では、私が指摘をいたしました出生率が予定以上下がつていふことがあるのですよ。出生率は下がつていふのですよ。若い人口がどんどん減つていふのですよ。こつちがずっとふえて少産少死になつていふから、年寄りも少死になつていふから、それで寿命が延びていふのですよ。ですから、出生率が下がるといふことと裏腹なんです。少産少死です。ですから、三年といふのもそういうふうな機械的に考へて適用するのは、ここにはもう少し根本的に議論する問題があるのではないかとこの点を私は指摘をいたしておきます。

それと一緒に、保険料を上げる場合に、国民年金を八千四百円にいたしまして、一万六千一百円まで毎年定額を上げていく。定額保険料を上げますと、所得の高い人も低い人も同じように保険料を払うわけですから、検認率が下がつていく、滞納者がふえていく、落ちこぼれがふえていく、こういう状況になつて、前回の年金審議のときに附帯決議にやつておりますが、無年金者を解消するという附帯決議の趣旨は実現できないというふうには私は思ひます。ですから、保険料の問題は、基礎年金の構造上の問題、社会保障制度審議会の答申、あるいは北欧型の最低保障年金としての基礎年金、そういうものとの関係があるわけですが、けれども、そういう点等も総合的に考えながら、現在はどうする、将来はどうするんだという展望を

示していかないと、保険料の負担率が租税負担率を超えて、二六・七%を超えて合計が五十%になるのですよ、日本も外国より高齢化が進むのですから。そうすると保険料から、累進ではありますから、保険料は定率ですから、累進ではありませんから、課税最低限の三百万円はありまけんから、保険料がふえていくことになれば逆進的になる。直間比率以前の問題で、租税負担と保険料負担をどうするかという問題をきちつと整理をしなればいけないと私は思うのです。ですから、保険料値上げを一・八のペースを二・二にしたということについては、この国会の審議を通じて各党において十分議論をして、保険料を払わぬというわけではないのですから、年金の値段の問題ですから、物価の問題ですから、適正な保険料にするということとは制度の内容と一緒には総合的に考へていく必要があるのではないかと私は思うのです。

私が指摘をいたしました点は、大臣、御理解いただけましたか。

○水田政府委員 その前に、出生率の低下が今回の保険料の引き上げに影響しているのではないかとこの御指摘がございましたので、まずその点についてお答えをさせていただきます。と思います。

前回の再計算のときには、平成三十七年における出生率は先生御指摘のとおり二・〇九でございす。今回は同じ時点で二・〇〇となつております。確かに出生率は落ちていふわけでございますが、雇用が拡大したことによりまして、今回の再計算におきましては、平成三十七年度における被保険者数は前回が二千七百九十一万人であつたのに対して、今回は二千九百八十六万人とふえておりますので、今回の保険料の引き上げの最大要因は、昨日からお答え申し上げておりますように、平均寿命が男女とも三歳延びたこと、これが主要な原因になつていふわけでございます。

次に、国民年金の保険料の引き上げについては負担能力の限界を超えるのではないかと、こういう御指摘がございました。私も今回の改正に先立

ちまして、六十二年に一号被保険者全国約六千名を無作為抽出で意識調査をしまして、無記名で御回答をいただいたわけでございます。現行の給付水準を維持するために保険料の引き上げはやむを得ないという御回答をいただいた方が七割であったことや、前回の再計算のときの有識者の調査の結果、最終保険料を平成元年度価格で見まして一万四千円から一万九千円と御回答いただいている方が過半数を占めているということから見て、私どもは適正な保険料ではないかと考えているわけでございます。

技術的な面についてお答えを申し上げます。

○大原(亨)委員 あなたは人口問題研究所の推計分析が足らないのです。それから雇用問題についてやはいちゃんと議論をしない。というのは、平均余命率というのですか、今ゼロ歳の人男女で何歳まで生きるかというのが余命率です。その余命率を計算する際には出生率が影響するので、出生率と高齢者の比率の問題があるわけですから、少産少死ということになれば平均寿命は延びるのです。だから、そのことについて実態的な把握をしてみたいということが一つ、この問題は分析する必要があるということが一つ、議論する必要があるということが一つ。有識者のアンケートなんというのは、厚生省が資料を並べてうまいぐあいに誘導しますとかなり動く人があるわけですよ、有識者の中には。そういうことを言う人があるかと思うけれども、そういうことがあるわけですよ。

そこで、昭和五十五年から一・七に下がってずっときたのですが、昭和五十一年推計のときは出生者が百八十三万人だったのです。五年後の昭和五十六年の推計のときは百五十二万人になっておる。六十一年推計のときは百三十八万人になりまして、昭和四十一年のひのえうまのときに百三十七万だったのですが、それをおりてずっと下っているわけですよ。だから、二〇〇〇年ごろになりまして、その人々は二十歳、三十歳になるのですか

ら、そういったと若年労働力人口というものがずっと減ってくるのです。それで高齢者はふえていくことになるわけですよ。ですから、二〇〇〇年には百一十万人になると言う人がおるのですよ、日本はこのままでいけば、それがよくなる条件はない、晩婚だけのことは言っておられましたけれどもね。

ですから、厚生大臣、あなたの監督下にある人口問題研究所はいつも引用されるのですけれども、私はずっと前からまゆにつばをつけて見ておりましたが、全くそのとおりであると思ひまして、私はこの所長さんには、人口問題研究所は解散した方がいんじゃないか、大学その他に委託をした方がいんじゃないかと言ったら非常に慌てておられました。きょうは行管の人が見えておると思ひますが、その機能にどこか欠陥があるんじゃないですか、希望的な観測を人口統計に入れるのではないかと、こういうふうには私は思っている。だから、そういう基本的な問題を含めて、午後になりましたならば国民負担率、年金財政その他保険料の問題に追加いたしまして鉄道共済年金の問題について触れていきたいと思ひます。

そこで、時間が余っておりますから、最後に厚生大臣、年金というのはやはり徹底的に国会議員は議論をいたしまして、国会で合意を得たならば、国民的な合意として実質を伴うような議論をしなければいけませんけれども、そういうことで年金という問題は改正をしていくべきであるという基本的なスタンスを持たなければいけない。大蔵省も大蔵省の立場でいろいろ言っているが、オイルショックのときにスモールガバメント、ストロング・アメリカ、中曽根行革時代の影響がありまして、国の負担をカットすればよろしい、こういう考え方でやってきた。特に厚生年金で言うところ、一階と二階に対して一割の国庫負担があったわけですが、今度は基礎年金を導入いたしまして、保険料を納めた実績の半分を国庫負担にするという社会保険主導型の基礎年金になりまして、欧州やカナダとは違って基礎年金が最低保障年金に

なっていないのです。会計の仕組みに問題があるのではないかと。勘定ではなしに特別会計に引き上げていくということが必要ではないか。税金は三分の一であつても、二分の一という要求が出ておつても、これを最低保障年金にするような仕組みがあるのではないかと。そういう問題を含めまして、保険料の負担率や出生率や基礎年金の問題を総合的に議論をして合意を得るようには、大臣も指導的な立場をとって頑張ってもらいたい、いかがですか。

○戸井田国務大臣 先生御指摘の点はごもっともなことでございまして、長寿社会に向かつて、たびたび申し上げておりますように、二十年という自由時間を持つということは子供の時代を除くと三分の一ですから、人生の三分の一、それが生涯所得を保障するという制度を考えるわけでありまして、これは国民的な合意は当然必要なことであるし、その国民的な合意の現実的な問題として、国会の中で十分議論をされるということは先生の御意見のとおり全く必要だろう、必要である、私はかように考えます。その合意を得るに至るまでの過程としては、それぞれ財政当局の意見もあるだろうし、あるいは雇用を確保するところの労働者の意見もあるだろうし、それから経済界の意見、各界の意見を総合的にこの国会の場で十分に議論をして、将来の人生の設計の中に重要な役割を果たす年金制度というものが検討されていくべきものであるということに対しては、基本的に先生の御意見と同じであります。

○丹羽委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後零時三十三分開議
○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大原(亨)君。

○大原(亨)委員 午前中の質問に続いて基礎年金の問題を少しやります。

昭和五十九年の十二月ですが、国民年金法等の一部を改正する法律案を議決いたしました、基礎年金の導入ですね。そのときの衆議院における附帯決議。ちょっとみんな上げて、熱心な人から、いらない人はいらない。そのときの附帯決議があります。それで、もう一枚の方はそれを受けて参議院でやりました法律の修正案があります。

衆議院の附帯決議をすらすらと見てみますと、例えば五人未満とかそういうものは実施されておりますね、法人については、あるいはサービス業等についてこれはかなり実施をされております。年金の積立金の管理運用等についても少しは実施されておりますが、これはきのうもいろいろ議論がありました。その附帯決議の第一項目に、「今後における基礎年金の水準については、社会経済情勢の推移、世帯の類型を踏まえ、かつ、費用負担のあり方との関連を含め、その改善について検討すること」。それから参議院の方の修正案。これは私も参りまして、参議院ではいろいろ議論されて、第四項目に「基礎年金についての検討」というのがあります。基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとす」と、そういう修正案を決議いたしました。法律案を修正いたしました、附則の二条に新しい項目を設けたわけでありまして。

それで、基礎年金をなぜ私は取り上げるといいますと、昭和七十年公的年金一元化の構想がまだ明確になってない。今度の改正案では財政調整と称して千四百五十億円を出す、それにプラスたばこの四十億円があるわけですが、三千億円の問題を財政調整でやってやるというのがあるわけですよ。しかし、公的年金一元化のビジョン、構想が具体化しないのはどこに原因があるかということ、これは私は基礎年金の欠陥にあるのではないかと、この点を議論しなければ五年後の公的年金一元化は実現できないのではないかと。それは、私も国会

から出ておりましたが、大河内一男先生や今井一男先生等ももう鬼籍に入られたわけですから、私も、非常に熱心な方々を中心といたしまして、我々も国会から出まして議論をいたしました。そのときに、昭和五十二年の皆年金体制下の新年金体系ということで基本年金構想を出されたのであります。五十四年には、雇用保障の問題を含めまして氏原教授等が中心となりまして力作があるわけですが、それを補う建議がなされておるわけですが、それを政府は、当時オイルショックの情勢等もございましたから、基礎年金をあのときには、非常に厳しい行政改革でございましたから、それを十分取り入れていない。一番大きな欠陥は、外履きか内履きかという議論がございました。内履きというのは、国民年金特別会計の中に基礎年金勘定を設ける。内履き勘定。外履きというのは、基礎年金勘定を一つ位を上げてまして、基礎年金特別会計を設けて外履きで国庫負担を最低保障にする、そういう考え方であります。

ヨーロッパあるいはカナダ型と言われる最低保障年金は、イギリスのように国民健康保険料をまとめて取る場合にいたしましたも、保険料は税務署が取っているわけですから、税金と同じように取っております。それを基礎年金に分配しているわけです。

当時、社会保障制度審議会は、事業主負担になるわけですが、日経連の代表もその中にはおられたわけですから、理屈としてはわかるけれども、持って帰ったたかれます、こういうふうな言っておられました。それは所得型の付加価値税を取り入れた。事業主が支払う賃金総額と利潤や地代を含めて減価償却を除いた部面に対して二％掛ければ五兆円、こういう構想があったわけでありました。

それは事業主負担の問題であります。きのうもありませんが、事業主負担をふやしたらどうだ、七、三にしたらどうだというのがありました。しかし私は、事業主負担で、付加価値税であっても消費課税ではないけれども、所得型の付加価値

税というものは、産業ロボット、オフィスオートメーション、大きな工場へ行っても労働者はいないわけですから、集約産業とかサービス産業は頭数をたくさん雇っておりますから、労使の負担割合が非常に高い、そういう問題等も考慮して所得型の付加価値税を導入した。

そこで、事業主負担の問題は、西ドイツはフィッシャー・フィッシャーですが、労使ともそれで納得しているのですが、それ以外、きのうの話がありましたように労使の負担割合は違うわけですから、三、七とか四、六という問題があり得るわけですから、そういう問題をも考えて労働者の負担の限界を考えたらどうだ。

それで、スウェーデンは全部事業主が負担している。その意味は、賃金に分配する以前の根元のところで事業主が保険料を負担する。ですから分配をする場合に、賃金に対して労働者側の保険料も加えて報酬とみなす、こういう考え方で労使が合意をして、事業主が負担をしている。だから、産業ロボット時代、技術革新の時代ですから頭割りで取るといふことについては問題がある。

先ほど言いました、ちよつと数理解長や水田局長からお話ございましたが、私も言葉の選択で一つだけ足りない点がありました。平均寿命と平均余命率の関係ですけれども、しかし、出生率が下がって若年労働力が減って、人口が逆ピラミッドになるわけですから、それに対応する負担を考へるべきではないかという議論があるわけなんです。

そこで、どういう形態をとるか別はいたしません。今回の修正案で野党の側は、あるいは連合なども国庫負担を三分の一を二分の一にふやす、社会保障制度審議会は、所得型の付加価値税を取って三分の三を税金で負担をして、そこは一律の最低保障年金にして、二階は極めてリーズンだといふことはいいが、弾力性を持ってそろえていけばいいのじゃないか、いろいろな制度があつてもいいのじゃないかという勧告を出しているわけなんです。しかし政府の方は、与党の方もそうですが、

昭和六十五年には全部の共済年金は一元化するという方針を前に持っていた。しかし、オール共済というのは、前の昭和六十年の審議のときに与党も政府もおろしたわけですから、そこで、昭和七十年に公的年金一元化、五年後に公的年金一元化をするという決定はあつても、構想は出てこない。出てこない理由には、たくさん問題があるが、基礎年金の性格を三分の一の国庫負担、二分の一であるところが三分の一であつても、これは最低保障年金の仕組みにする必要があるのではないかと。外履きにして特別会計を設けて、それだけは全部の国民に及ぶようにすると、きょうは大蔵省も来ていると思います。国の負担分はふえていく。しかし、そうふえるんじゃない、一割ぐらいふえていくといふふうに言われている。

ですから三兆円といたしましても、三兆三千億円くらいふえていくことである。それで、これが全部の国民にいくようにいたしますと、無年金者はなくなるわけですから。附帯決議にあるように、無年金者はなくなる。そうすると、国民年金の二階もできやすいし、年金基金もできやすいし、学生の強制加入の問題も解決できるし、女性の年金権の欠陥も是正できるのではないかと、年金の一元化が展望できるのではないかと、そのことを衆議院の附帯決議の第一項目、そして参議院の第四項目の修正条項、附則に設けまして、費用の負担と給付水準等については引き続き検討をしていくんだといふことを言つたわけなんです。

だから、申し上げたように基礎年金の問題は重要ですから、基礎年金の検討を昭和六十年以来続けてきましたか、どうですか。本気でやっておりますのじゃないですか。大蔵省がやらんでおるからちよつと縮み上がつておるのかどうかかわからぬが、それを検討しなければ基礎年金の名前に値する最低保障年金にならぬのではないでしようか、こういうことが指摘できるわけですが、それに対するお考えはいかがでしようか。

○水田政府委員 今回の年金改正に先立ちまして、年金審議会が先生の御指摘の事項も中心課題

の一つとして大いに議論をしていただきました。特に財政再計算の結果に基づいて検討するわけでございます。長期の費用負担、給付水準、こういうものから見ると、いろいろ論議がございました。給付水準を下げるべきではないかという議論もあつたことも事実でございます。上げるべきだといふ意見もあつたことも事実でございます。結果的に全員一致して、今回は前回の水準を守るということが一番大事であろうということで一致した意見をいただいているところでございます。

それから、国庫負担の導入の問題につきましても大いに議論がございました。この国庫負担のあり方につきましては、直接税でいくのか間接税でいくのか、先生の御提案のロボット税あるいは所得型付加価値税は直接税になるわけですが、法人税以外にそういうものを賦課するのはいかがであらうかといふこと、ロボット税にしろ所得型付加価値税にしても、経済成長以上の税収の伸びはないので、これから増大していくところの年金の給付費には到底見合うことができないのではないかと。やはりそういう意味では間接税の方が妥当ではないかという意見があつたわけですが、この間接税の問題については国論が二分しておるので、今回の改正の際にはそれを物言ふのは時期尚早といふのが全体の姿勢でございます。

それで、仮に基礎年金に国庫負担を導入してふやす場合も、給付改善に向けていふ方と、保険料の引き上げを下げようとする方と、この問題には触れず、将来の課題に残しておきたい、こういうのが年金審議会の意見でございました。私どもは、こういう年金審議会の意見に基づきまして財政再計算を完了させ、現行の給付水準のもとで改正をするといふことをさせていただいたわけでございます。

○大原(亨)委員 負担の問題で労使負担割合の問題は出ませんでしたか。

○水田政府委員 労使負担の割合についても、大きな論議はございませんでしたが、出ました。

そのときの認識としては、確かにフランスとかイギリスは事業主の負担割合が高かったけれども、これについては生産コストにはね返って国際競争力を失う。それからやはり日本の中小企業の方の負担を考えると、現行の労使折半がいいのではないか。そのほか、イタリアその他で事業主の負担割合が高いことは事実ですが、こういうことが逆に、人を雇うと事業主の負担が高くなるというところで人を使わない、これが失業率の増大につながっているという見方があるという審議会の中の学者の指摘もありまして、結論的には労使の割合を変えろという意見の提出は出されませんでした。

（委員長退席、栗山委員長代理着席）

○大原（寧）委員　そういう議論はスウェーデンでもなされておる。国民負担率は非常に高いですよ、ね、あそこは。六九%みたいになってますから、七〇%に近づいてますからね。しかしスウェーデンの経営者は、いろいろ議論はしておるようですけれども、しかし実際には労働者に払う賃金、労働者の負担する保険料を事業主が払う、そういうことについては中身を理解して事業主負担でやっているわけですね、基礎年金も。そういうこともあるのですが、しかし今産業ロボット、オフイスオートメーションで、電子関係その他にいたしましても、自動車関係にいたしましても、大きな職場には労働者はいないのですよね。オフイスオートメーションで産業ロボットが動いているわけですよ。しかし人間は少ないのですが、GNPは確実にふえているのです。

社会党が連合政権をつくりましても、GNPが下がることはありませんよ。あなたらは陰の方でどういふことを言っているか知らぬが、そんなことではないよ。非常にその点は活力のある、自由競争は促進しながら、負担を公平にして生活を安定させると、それが内需にはね返ってきて経済がコンスタントな成長になるのではないか。一九三〇年代のような大恐慌を回避することができるのは公平であり、なんであるときや来ておらぬ人に

よく言ってくださいよ。

そういうことでありまして、その議論はいたしませんけれども、必要なものをどういふ形態でやるかということについては、所得型の付加価値税についてもそうだった。私はその問題を社会党の中へ持ち込みまして一番まじめに議論した。ほかの政党の方もやっておられたと思うのですが、私は中へ入って五年間一緒に勉強しましたから。最後に日経連の代表に對しまして、あなた、持ち帰ってどうですかと言ったら、理屈はわかりませんが、労使に對して中立だということとはわかりませんが、持ち帰るといふいろいろな理由をつけて、経営者に負担させるといつて反對があります、こういう話です。しかし、満場一致で大河内さんや今井さんを中心に非常な決断で採択をしたわけです。だから、オイルショックその他があったのですけれども、そのことを大切にしてもらいたい私は思います。これは制度審議会が主体的に取り組んで建議したのであります。国会議員も各界の代表、日経連も労働組合も全部各組織が入っているのですから、お医者さんも入っている健康保険も入っているのですから、専門家として入っているのですから。ですから私は、その建議を大切にもらいたい、こう思うのです。

基礎年金の問題については、議論があつた経過についてや具体的に話がございましたが、私は常にこのことを念頭に置きながら、基礎年金が最低保障年金になるようにして、言うなれば底なしのざるでなしに、水が漏れるということできなしに、無年金者がほとんど出るというようなことできなしに最低保障年金をやるといふことが所得再配分、公平な配分の基礎です。厚生大臣、あなたは非常に理解がいいから申し上げるのですが、民主主義というものは自由だけじゃないのですよ。公平も正義もあるのです。リクルートみたいなことがあつてはいかぬですよ。アメリカはそのことについてエネルギーを持っています。常に民主主義に還元する能力を持っています。そういうことで、基礎年金の問題については、検討をするということ

とを衆議院では附帯決議をやつて参議院の段階で修正したわけですから、そのことを念頭に置きながら、基礎年金の問題と雇用の問題、二つの問題について厚生大臣はびしっとした考えを持たなければならぬ。

そこで厚生大臣、あなたは年金担当大臣ですよ。年金担当大臣というのは閣議で決定したわけですよ。裸の王様でしょう。年金担当大臣のあなたの部下はいないでしょう。だれが部下ですか。ないでしょう。だから、例えば年金数理については、きょうは各共済も来ていますが、共済の中心についても数理的な検討を加えて年金担当大臣が一定の方針を出すというふうな年金担当大臣の設置法をつくつて、年金担当大臣が年金についてはきちつとやる。年金審議会は行政委員的な数理の機關を設けなさい。そういうふうな全体をきちつと数理的に把握しておいてやらなければ、年金というものは将来展望ができるものじゃありませんよ。大体、行政管理局とか臨調とか瀬島委員とかいふのは、四五%だ、何だ、余計な、根拠のないことを言うけれども、そういう機構の改革、行政改革についてやらなければだめです。

きょうは臨調の担当者も来ているか。そんなことを議論したことがあるか。年金一元化をやるといふことは数理的な根拠をきちつとしなければならぬ。そのシステムをつくるのは年金担当大臣。例えば、設置法を設けて法律上の年金担当大臣の権限等をきちつとすることが必要ではないか。裸の王様であつてはだめだ。労働大臣に對しても有効な発言ができない。そういうことであつてはいけないと私は思いますが、このことはだれが答弁しますか。

○戸井田（國務）大臣　大変貴重な御提言で、今先生は国会で知らぬ者がいないほど年金に對する造詣の非常に深い、しかも社会党の年金問題の検討の委員長であられるわけで、現在の日本の状況において年金というものが高齢化社会に向かつて非常に大切な、先ほど申しましたようにとにかく人生の三分の一に当たる自由時間を所得保障しようとい

いう大問題であるのだから、それだけに年金というものは年金大臣が、財政の面でもあるいは雇用の面でも、いろいろな意味で掌握しながら、責任を持ってやっていくべきでないかという御提言だと思ひます。すばらしい一つの御提言と思ひますけれども、内閣は今お互いに一体の責任を持って行政を遂行しているわけでありまして、当然その間において、財政問題における大蔵、雇用に対する労働、雇用を確保するために産業界の通産、それぞれ担当大臣がお互いに知恵を絞る、閣僚會議を開いて、この問題を一つ一つ進めていっているわけでありまして、私は現状でさらに努力をして、先生の理想に近いような方向に進めていくことはできるのではないかと、かように思つております。

○大原（寧）委員　年金数理の問題は、社会保障制度審議会に年金数理のしっかりした部会を設けて、そこに権限を与えてやるという方法もあるし、いろいろあるでしょうが、しかし私は、年金担当大臣がそれをやるべきではないかという意見です。これはぜひこれから議論してもらいたい。さて、鉄道共済年金をどうするかという問題です。

鉄道共済年金については、もう御承知のとおり大正時代からあつたのです。恩給時代からあつたのです。そして他の公務員の場合は、判任官の下、雇傭人の場合、現業員の場合は年金がなく、一時金で終わらしたわけだ、お払い箱になつた。しかし鉄道は、現業員の身分の者であつても汽車を動かしたり生命財産を握っているのですから、基幹産業中の基幹産業でしたから、これなしには戦争遂行もできなかつた戦後の復興もできなかつたのです。それで外地から集めてきて六十二万人ほど働いていたことがあるのですから、それが今二十二万になつてゐるわけです。ですから、この一番古い歴史を持つてゐる年金は厚生年金のように二割の国庫負担もなく、事業主負担だったのであるから、ある意味においては企業内で労使とかあるいは企業が、経営側がかなり自由な決断

をして、そして、それが今から見ると逆に国民から大きな批判を受けているということになっているのです。

しかし、経過は経過としてあるわけですから、この問題についてはその経過を尊重しながら皆年金体制の中でどう位置づけていくかということをやめることは、日本の皆年金体制を、行き詰まったら崩壊するという年金制度にしないという意味において鉄道共済の問題は非常に重要な問題であると思います。この点については厚生大臣も異議はないと思います。年金担当大臣がうなずいておられますから御答弁はいただきます。

鉄道共済年金の問題はどこにあるのかといいますが、今度の段階で財政調整の問題が本委員会に出てきておるのですが、しかし、財政調整ができておつても、五年後、昭和七十年、平成七十年には公的年金を一元化するということはいいのですが、これは賛成ですが、公的年金一元化というのは何かというビジョンがないでしょう。決まっておらぬでしょう。決まっていますか。

○水田政府委員 今度の年金審議会が一年半にわたる御検討をいただいた中の大きな課題の一つであったわけですが、昨年十一月の意見書の中でこれは明確にしていたというわけですが、いままで、被用者年金各制度はそれぞれ歴史、沿革が違います。積極財産を持っているところと消極財産、負債を持っているところと違います。これを一つの制度に一本にしてしまおうということは到底困難だろうということから、現存の制度を残したまま、いわゆる一階部分の基礎年金と同じく、二階部分の被用者年金のいわば第二基礎年金として二重加入をするという形で、その部分については同一給付水準・同一保険料という形で設定をする、こういう方向を示していたというわけですが、私どもはその方向に向かって、今回中間措置としてやりますところの制度間調整の運営の実績、それから、なお被用者年金制度相互間には支給要件その他の差異がございますので、今後この差異の調整を図りながら、最終的に、関係審議会の御意見を聞きながら最終の成案を得たい、このように考えております。

○大原(幸)委員 これは時間がかかりますからもう繰り返しませんけれども、お話しのように、基礎年金も言うなれば保険主義をとったものですが、財政調整したわけですから、大臣、基礎年金というのは国民年金に対する援助の財政調整の法律なんですよ。その財政調整、拠出金と交付金の制度の矛盾点については私も水田局長と議論いたしまして、しかし、四百五十億円と一兆円というのはあります。これは任意加入の妻の位置づけ等の問題あるいは二十歳以前の障害者の振りかえ制度というような問題、これは老齢福祉年金と同じように国庫負担にすればいいのですが、それをしないで、それで最後に成長率という概念を取り入れて、国民年金、五年年金、十年年金の経過年金の特殊性をも捨象して、それでピンチの国民年金を救済する。昭和五十九年の国家公務員の統合は鉄道共済の救済、今度はたばこの救済が入っておる。そういうふうな国民年金と国鉄共済年金の救済を一階と二階でやろうというのが今回の制度なのです。

ですから、公的年金一元化で水田局長の御答弁の中で足りない点は、日本の基礎年金の欠陥を是正するよう、一歩でも前進する方法はないか、このことを前提として、五年後の公的年金一元化の構想ができるのではないか。これは制度審議会の答申、建議そのものなんです。そうしないでやっておいて、ビジョンは年金審議会が決まっています。この点からやるのですから。今その中の一部については水田局長はおっしゃりになりましたけれども、これはビジョンが決まっておるのじゃないわけですか。あるのに、地ならしをするとして一千四百五十億円の鉄道に対する財政調整を持ち出したというところに議論があるのですよ。

そこで、新聞論調その他を含めまして、三千億円のうちの残りの千五百五十億円、自助努力の面では、JR、特に清算事業団の自助努力が足りないのではないかと。それについては、昭和六十年に連合審査のときに、私と多賀谷さんでやりましたときに

出た統一見解というのがあります。これは田中正巳さんとの間において詰めた問題で、詰まらない問題、残った問題について中曽根総理、今は非常に傷ついておられますが藤波官房長官、ここへ出まして、統一見解について答弁がありました。その統一見解の趣旨は、昭和六十四年までは、三十二万人体制で来ておつたものが二十二万人になるのですから、歳入の欠陥があるが、その穴はどこで埋めるんだかということが一つでしたが、一千億円以上については清算事業団が出すということと統一見解では措置されました。昭和六十五年以降についても国が責任を持つて措置しますということになりまして、そこでオールジャパン、厚生年金を入れるかどうかという議論をいたしました。そのときに時の竹下大蔵大臣は、オールジャパン、厚生年金を含めた財政調整ということは観念、理論の上ではあるけれども、実際問題はできない、やれないという答弁でございました。私はそれ以上突っ込んだ質問はしませんでした。

それは、土地を処分したり、株を処分すれば金はあるということでありまして。そういうことが背景にあったわけでありまして。その後、土地問題等については情勢が変わっていることは承知をいたしております。だから、昭和六十五年以降については国は責任ある措置を、六十四年までの措置を頭に入れておいておいて、七十年の公的年金一元化のときにどうするかというのを決めるのだということが前提であつたわけですね。その前提を崩して今回こういう措置を出している。経過的にも計数的にもこれは問題があるんじゃないか、こういう議論が専門家の間にも出ておるわけですが、自助努力の問題と、そういう問題は消化をして結論を出さなければいけない。結論を出しておくものとこれは大変なことになる、そういう認識はみんな一致しておる。ですから、私が指摘をいたしました点について、これからいろいろと議論をのは無理だと思えますから、大蔵省もだれかが来

て見ているはずですから、そこで厚生大臣がこれに対してどういうふうに対応するか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○乾説明員 お答えをいたします。第百三国会の議論におきまして確かに議員の御指摘のような議論がございましたことは私もよく承知しているわけでございます。そのような与野党間の種々の御議論を踏まえまして、この昭和六十四年度までと昭和六十五年度以降の鉄道共済の赤字対策について統一見解が出されたわけでございますけれども、その統一見解につきまして昭和六十五年度以降分についてだけ申し上げますと、「昭和六十五年度以降分については、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置いたします。」というふうに述べられておるわけでございます。

政府といたしましては、この統一見解、同様のことは民営化のときの附帯決議でも引用されておりますけれども、そのこと、それから、昭和六十二年から国鉄問題の閣僚懇談会のもとに設けられた鉄道共済年金問題に関する有識者懇談会等いろいろ御議論をいただいたわけでございます。その御議論の中では、まず鉄道共済自体の厳しい自助努力が必要であるということが指摘されておりました。私も大蔵省といたしましては、鉄道共済自体の自助努力ということも含めて、JRの特別負担、清算事業団の特別負担ということで合計千五百五十億円の財源を考えてまいりました。

一方で、先ほどから御議論のございました公的年金の一元化、これは確かにおっしゃるやうに平成七年ということが予定されているわけでございますが、その五年前の現時点においてその地ならしとして何ができるかということを生産省の方ともいろいろ御相談、検討いたしまして、この制度間調整という方法で国鉄の鉄道共済と各年金制度との共通給付部分について、いわば費用と負担の公平化を図ろう、それを一歩進めようということとで、この制度間調整を提案申し上げているわけでございます。この自助努力と制度間調整両方相

互に補完しあうという考え方で、自助努力を促しながら、制度間調整を推進して、公平な年金制度を実現しようという考えでございます。

自助努力を促しながら、制度間調整を推進して、公平な年金制度を実現しようという考えでございます。

自助努力を促しながら、制度間調整を推進して、公平な年金制度を実現しようという考えでございます。

まづ昭和六十五年以降年間三千億円の赤字に
対処してまいりたいといいますが、私どもの基本
的な考え方でございます。

○水田政府委員 厚生省の立場からお答えを申し
上げたと思います。

基本的には今大蔵省のお答えのとおりでござい
ますが、私どものサイドから申し上げるべき点は
二点あるかと思ひます。

一つは、平成七年に被用者年金の一元化を完成
させるという目標がございまして、当時の斎藤
十朗厚生大臣のとき、六十二年九月でございま
すが、公的年金閣僚会議を開いていただいて、一挙
に平成七年に一元化の完了を遂げるということ
は非常に困難だろうから、その中間地点に再計算
の来る昭和六十四年、すなわち平成元年に中間措置
として地ならしできるものはしておこうではない
かということが議題に上がり、関係閣僚はそれを
了承され、それを積極的に進めていこう、こうい
う側面があったことが一つでございまして。

それから年金審議会におきまして、鉄道共済が
崩壊するということは、公的年金の一角を占める
わけでございまして、今後の厚生年金や国民年
金の運営に非常に大きな影響を与える。対岸の火
事視するわけにはいかないので、六十二年の公的
年金閣僚懇談の中間措置を講ずるということを受
けて、平成七年の最終的な一元化の姿と衝突し
ないような形で関係者の合意する範囲内におい
て、今回制度間調整を行うべきであるという結論
を出していただきました。その際に、ゴアのサイ
ンを出すためにはあらかじめ鉄道共済側の自助努
力の内容を一回確かめた上でゴアサインを出した
いということ、自助努力の結果先ほど言われま
した千五百五十億というものを提示していただき
まして、よからうということでの制度間調整を
出させていただいた、こういう経過になっており
ます。

なお、蛇足でございますが、平成七年の一元化
をやる場合には一階部分の基礎年金を強化しろ、
方法論は多少先生と違うかもしれませんが、その

御指摘の点は十分私ども肝に銘じて今後検討をさ
せていただきたいと思います。

○大原(重)委員 大蔵省、国家公務員共済はあな
たのどこかの担当だから。

国家公務員共済で、今度財政調整でなしに自助
努力の中に百億円ある。国家公務員共済は、五年
後の公的年金一元化になると赤字になるから厚生
年金からまたもらおうのしょう。厚生年金にたか
らうというか、もらおうのしょう。そういうふう
になるでしよう。

○乾説明員 お答えいたします。

国家公務員共済組合につきましては、現在成熟
度が約四〇%と厚生年金よりも相当高うございま
して、おっしゃいますように今後の財政状況と申
しますのは大変厳しいものがあることは事実で
ございまして、これを平成七年度の公的年金一元化の
際にどうするかという問題につきましては、これ
も今後の公的年金一元化に向けての種々の検
討の過程で考えてまいりたいと思っております。
現時点ではいまだ白紙の状態でございます。

○大原(重)委員 先々言ったら危なくなるから言
わぬのだから、百億円はつまみ銭でしよう。

○乾説明員 今回の鉄道共済対策の自助努力千五
百五十億円の中に国家公務員共済組合連合会から
の負担百億円が入っていることはおっしゃるとお
りでございまして。

○大原(重)委員 つまり、地方公務員共済とかそ
ういふものの公的年金部分、厚生年金部分につ
いての計算の仕方とは別に、国家公務員共済と出
す理由がなくなくなってしまうわけですか。しかしなが
ら、従来からのつき合いといったって、三公社と
いうのは国家公務員共済に帰ってくることはない
のです。ずっと出ていく一方なのです。そこで一
六・九%という、鉄道側の現職の初めに入った
職員などというものは、なぜこんな高いものを払う
のだ、こう言っているわけですか。これは厚生年金
に近づいていくのです。しかし、百億円はつまみ
銭で出して五百億円を出すということになる。その
次には、今の状況がよくなることはないわけでは

から、財政調整を受ける側の方へ回る。農林共済、
きよう来ておると思われるけれども、農林共済もちや
んと計算して見ますか。言われていることからは
うと、そういう問題があるよ。地方公務員共済は、
百団体あるのだから内部には破産組合があるけれ
ども、それが連合基金をつくって調整しているわ
けです。全体としては五年後には調整はないかも
しれない。

そういうことを考えてみると、基礎年金につ
いては、おっしゃった改革をしない限りは、全体の
負担と給付のバランスをとることは、今の基礎年
金制度の中において、二階建て年金制度の中にお
いてはできないのではないかと考えを私は
持っているし、昭和六十五年に全共済を統合する
というビジョンは、段階は完全に崩れたのだから、
これはできないことになったのだから、途中で放
棄したのだから、公的年金一元化というのは今の
ままであるならば展望がきかない。そこで地なら
しで調整するとはどういうことかという議論が出
てくるわけですか。そこでもとへ返って、自助努力
を思い切つてやってもいいという議論が出て
くるわけですか。

そういう問題を、全体を考えたから議論を詰め
て、鉄道共済年金については行き倒れにならぬよ
うに、年金受給者が年金を受けられないというこ
とがないように、みんな努力をするということに
おいては意識統一をしているわけですから、この
問題については、厚生大臣、虚心坦懐に、政治的
な決断をすべきときには政治決断をしなければい
けない。これはもつともらしいことを皆さん方は
言うのだけれども理屈にはなっていないわけでは
ない、しかしながら、それを超えて一つの決断を
しなければいかぬ。昭和六十四年までは国家公務
員は一人平均千二百円ずつ払って、局長クラスに
なったら三千円、四千円払っていたのだ。それで
怒っていった。なぜ鉄道共済に払うのだと言っ
ておった。二千二百五十億円出して、国家公務員
の中で便宜的に調整をしておいて、今度は地ならし
だと言つて全部の方へやっていく。それで国家公

務員は百億円のつまみ銭だ。それはそういう計算
になる。そういう財政の調整の仕方というのは、
制度上年金数理の根拠があるのか。そういうこと
についてみんなが疑問を持つ。だから、その問題
については何らかの決断が要るわけですが、そう
いふ議論を踏まえて、経過を踏まえて、大蔵省ベ
ースだけでなしに、政治的なベースで、この問題に
ついては政治的な決断がなければ前に進んでいか
ないのではないかと私は思ひます。

厚生大臣、大分お聞きだと思ひますから、厚生
大臣の所見をお聞かせいたします。

○戸井田国務大臣 事業団の自助努力も結局は、
最終的に特別負担その他も国の負担になってくる
わけでありまして、今先生の御提言の基礎年金
部分に対する国費の負担という問題等を御提言ど
おり考えてみますと、結局これはいすれにしても、
保険料にしても、それから今の事業団の特別負担
にしても、これは国民の負担にかかわってくる問
題であります。そこで、この選択にはどうしても
税方式をとるか社会保険方式をとるかという
原点に返つて、国民的な新たな合意をしなければ
ならないのではないかと。そういう意味で、将来の
日本の年金構想の一環として一つの先生の御提言
だといふふうな考え方で聞かしていただいております。

○大原(重)委員 今の大臣の御理解と御答弁は、
立場の違いもあるから百点満点というわけにはい
かぬが、かなりいい成績です。いい意見であると
いふふうに思ひます。そういう政治的な決断をし
なければ、今の政治情勢では事象というものは国
民の要求する方向の政治には進んでいかぬ、参
議院は逆転しているわけですから。ですから、十
分議会が勉強して、議会でやはり合理的な意見を
まとめて、そして決断をしながら法律をつくつて
いく、そういうことになるといふ意味においては、
参議院の逆転というのは非常に意味のあることで
あります。

ですから、今度の年金制度で二千五百万人の年
金受給者がおりまして、そして物価スライドと完

全自動スライドの問題ですね、最初の問題に返りますが、完全自動スライドの問題を取り上げる。橋本幹事長が苦し紛れに十月に実施する再計算を四月にやると言う。政府が提案しておるのに、与党の幹事長が途中からそんなことを言うのはけしからぬと言う人がありましたが、しかし二千五百万人の受給者から見れば、十月に実施するものを四月にやると言うことはいいことではないか。これは野党としても受け入れるべきことではないかという点で合意を得られるのではないかと。ただ、財源措置をしなければならぬ。補正予算は、厚生大臣、いつ組んでいつ出すのですか。あの橋本幹事長が言いました問題の補正予算、いつ出すのでしょうか。例えば、あなたの管轄の中には原爆二法案もあれば援護法案もあるし、それから内閣には恩給法案が出ておりますが、これは保険料でない税金で全部やるのがあります。十月実施を四月に前倒しするというのがあります。そういう問題等については、予算の補正で思うのですが、いつ決定してどういふものを出しますか。

○戸井田国務大臣 まだこれ法案も通っていない段階でございますので、いづれこれが御協力をいただいて両院を通過すれば、その後だろうと思えます。

○大原(吉)委員 そこで、国民の合意からいいますと、六十五歳、平成十年から二十二年までというのは何としても、労働大臣は午前中答弁いたしました。これからは、これからやろうとする希望と現実が余りにも乖離し過ぎておる。これを皆さん方が、問題提起をしてショックを与えるんだ、こう局長はどこかで言っておったが、ショックがあり過ぎるんだ、これは。あり過ぎて間違ったショックをやると、これは間違った結論になる。ですから、この議論を盛んにするということはいいのですが、現実雇用と年金の一体的な改革という問題が一つある。

もう一つは、基礎年金はやはり構造を変えていくということで、年金の再編成をやっていくとい

うことが公的年金一元化の展望ではないか。その中で鉄道共済の問題も、確実に救済できるという方法をお互いに見出していくということは、皆年金、そういう上において当然必要なことであると思う。そういう意味において年金問題はすぐれて国民的な合意の問題であるし、国会の政治的な決断の問題であるというふうに私は思います。重ねて賢明な厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

○戸井田国務大臣 長い年月にわたる御研さんの先生の御意見というものは、午前中から一時間半にわたって大変貴重な御提言として、真剣にこの問題について先生の御意見を胸に聞きとめて、大変すばらしい御提言をいただいたので、一時間半、大原学校で教育を受けた大臣ということになっていきなさいと思っております。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○栗山委員長代理 上原康助君。

○上原委員 今、大先輩の大原先生から御指摘がありましたように、かねがね私も多賀谷先生や大原先生、また我が党の社労の理事の先生方、また与党の先生方、各党の先生方にも強く御要望を申し上げてきたことでありますが、いよいよこの年金関連法案が大詰めの段階を迎えているということをお願いしておりますので、ここで改めて厚生大臣初め関係者に沖繩の厚生年金格差の是正についてぜひ、これまでいろいろな御尽力をいただいているわけですが、今回のこの法案改正の段階で処理をしていただきたい、格差を是正をしていただきたいという立場からお尋ねをさせていただきます。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

○大原(吉)委員 これはぜひひとつ積極的に厚生大臣は機能を果たしてもらいたいと思う。引き続いて、社会労働委員会が先般、高橋さんおりませんけれども、高橋さんが団長で沖繩に調査に行きましたときに起きた問題について、同僚の上原議員から質問がございますから、この問題も沖繩の、時代の特殊事情から出てきた問題ですから、ぜひ誠意を持って御答弁いただくことを要請をいたしまして、上原議員に私の質問を引き継ぎたいと思います。

生活給、生活の収入になるわけですから、この二階部分の報酬比例部分について特別措置がなされなかった。それがゆえに加入期間というものが、沖繩の厚生年金法ができた昭和四十五年の一月以降しか見ていない。ここにも大きく根本的に原因があるわけですね。そこで今、事務的には処理してきた、私はその点は評価をしますし、また経過もわからぬわけではありません。

だが、ぜひここで委員長を始め皆さんに御理解いただきたいことは、沖繩の厚生年金の年金額の格差ということ、被保険者が保険料を滞納したとか、あるいは加入しなかったということ、あるいは行政支配下であった、入ろうにも入れなかった、納めようにも納められなかった、そういう国策といふことは御理解いただけたらと思うのですが、そうであるとするならば、当然これは政治的に御判断をいただいて、格差は正しようものを政府全体のお立場でやっていたかなければならぬ。戦後処理といいますが、重要な残された課題の一つだと私は見ているのですが、この件についての厚生大臣の御見解と、また、これを今後どう改善措置を、大臣にならない前からこのことについてはたびたびお願いもしてまいりましたので、よく御理解いただいている大臣のことですから多くは申し上げないでもわかると思うのですが、格差の生じた原因、背景、よってこれはどうしては是正措置をやっていたかなければならぬ課題だと私は思うのですが、この点に対する大臣の御見解をぜひひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○戸井田国務大臣 このことにつきましては、私も何回も上原先生、そして沖繩の県民の方々と直接お会いして陳情を受けたこともあり、また先ほど答弁いたしましたとおり、質問も二回にわたって採択をされておりました。また西銘知事からも私もいろいろその間の事情等も御説明をいただき、陳情を受けたこともあり、また社

○戸井田国務大臣 このことにつきましては、私も何回も上原先生、そして沖繩の県民の方々と直接お会いして陳情を受けたこともあり、また先ほど答弁いたしましたとおり、質問も二回にわたって採択をされておりました。また西銘知事からも私もいろいろその間の事情等も御説明をいただき、陳情を受けたこともあり、また社

○戸井田国務大臣 このことにつきましては、私も何回も上原先生、そして沖繩の県民の方々と直接お会いして陳情を受けたこともあり、また先ほど答弁いたしましたとおり、質問も二回にわたって採択をされておりました。また西銘知事からも私もいろいろその間の事情等も御説明をいただき、陳情を受けたこともあり、また社

○戸井田国務大臣 このことにつきましては、私も何回も上原先生、そして沖繩の県民の方々と直接お会いして陳情を受けたこともあり、また先ほど答弁いたしましたとおり、質問も二回にわたって採択をされておりました。また西銘知事からも私もいろいろその間の事情等も御説明をいただき、陳情を受けたこともあり、また社

○戸井田国務大臣 このことにつきましては、私も何回も上原先生、そして沖繩の県民の方々と直接お会いして陳情を受けたこともあり、また先ほど答弁いたしましたとおり、質問も二回にわたって採択をされておりました。また西銘知事からも私もいろいろその間の事情等も御説明をいただき、陳情を受けたこともあり、また社

○戸井田国務大臣 このことにつきましては、私も何回も上原先生、そして沖繩の県民の方々と直接お会いして陳情を受けたこともあり、また先ほど答弁いたしましたとおり、質問も二回にわたって採択をされておりました。また西銘知事からも私もいろいろその間の事情等も御説明をいただき、陳情を受けたこともあり、また社

ておった感がするわけですが、この厚生年金関連法案が衆議院で処理されるまでに、沖縄の厚生年金格差は正のための政府としての具体的なお考え方、その方向性というものはぜひ明確にしたい。積極的に御努力をいただいているという事については私たちが敬意を表しますし、また評価もいたしますが、おわかりのように年金受給者もかなり高齢者の方が多いですね。八十歳近くになっておられる方もいらっしゃる、復帰して十八年目に入りますから。しかも、そういった高齢者の方々が、戦後の沖縄の給付水準が非常に低かったという面、加入期間が短いという面、ある面では冷遇されているのですね。戦争の犠牲になり、戦後もいろいろの格差を背負いながらやってきた高齢者に対して、一日も早くこの問題の改善措置というものをやらなければいけないということから考えますと、衆議院段階でこの法案が処理されるまでに、厚生省としての確たる御見解、方向性というものを明らかにして関係者の期待にこたえてもらいたい、これは切実な要望でありますし、国策の犠牲になったのだから何とかしてもらいたいという心情についてこたえていただきたいと思っております。大臣の御理解ある御答弁を求めたいと存じます。

○戸井田国務大臣 先生御指摘のとおり、時間もあつたわけでありまして、懸命に努力をしてこたえていきたい、かように思っております。

○上原委員 委員長並びに与党の先生方、各党の理事の先生方にもお願いを申し上げておきますが、既に県初めそれぞれの関係者から御要望が行つておると思ひますし、今大臣も積極的に結論を出すような御努力をするということでありまして、特別の御配慮を強くお願いを申し上げます。

あと時間がわずかですが、きょうは大臣初め年金局長の率直な御見解を聞かせていただいて大変ありがたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、今度の年金法の改正というものは、もう御承知のように年金財政の再計算期に当たつてお

る。この時期を逃しては格差は正というものがさらにまた遠くなるというよう不安がありますから、その点大臣ぜひ御理解をいただいて格差の是正が一日も早く実現をするように強く重ねてお願いをして、もう一言大臣の御見解を求めて質問を閉じたいと思ひます。

○戸井田国務大臣 先ほどお答えいたしましたとおり、先生の御提言を体して十分に努力させていただきます。

○上原委員 ありがとうございます。

○栗山委員代理 伏屋修治君。

○伏屋委員 この年金三法についていろいろな角度からお尋ねをいたしたいと思ひます。既にさきに質問されました委員の方々の内容とかなり重複することは当然でございますけれども、できるだけ誠意のある御答弁を賜りたいと思ひます。

まず最初に、今回の改正では保険料率引き上げと支給開始年齢の六十五歳への繰り延べという、受益者にとっては大変な負担が強化されるわけでございます。厚生年金では前回の一九八六年改正で給付水準が三分の二に切り下げられ、また保険料は財源再計算期の五年ごとに一・八ポイントずつ引き上げ、ピーク時の二〇二〇年には三・一・五％になつてしまふので、これではいけないというところで支給開始年齢を六十五歳に繰り下げた、こういうふうな考えられるわけでございますし、また保険料率も五年ごとに二・二ポイントずつ引き上げ、二〇二〇年に二六・一％とする、こういうふうなされておるわけですが、また国民年金も前回改正のときには毎年三百円ずつのプラス、ピーク時で一万三千円にするとされておつたわけでございますが、今回は四百円アップしてピーク時に一万六千円にする、こういうふうなされておるわけでございます。前回の改正からわずか三年ないし四年目でございますけれども、このような大幅な料率変更や支給開始年齢の繰り下げというものをしておつては、公的年金に対する国民の期待あるいは信頼を失わせるものではないのか、このように考えるわけでありまして、そのあたりのお

考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 前回の再計算は五十九年の時点で行い、五年後に今回いたしたわけでございますが、昨日来からお答え申し上げておりますように、人口問題研究所の将来推計人口を用いてこれを行つておるわけでございますが、今回、保険料の引き上げ幅を前回の一・八から二・二にせざるを得なかったのは、男女の平均寿命というものがそれぞれ約三歳延びた、このことによつて、平成三十二年における厚生年金の老齢年金の受給者の数が二百五十万人と大幅に膨れ上がるることによつて最終保険料率が三・一・五％まで上がらざるを得ない、こういうことに相なつたわけでございます。

私どもは、この三・一・五％という最終保険料率は到底その時代における被保険者の方が負担できる水準ではないということで、保険料水準として現実にも最も高い料率をとつて西ドイツの例から見て二六％程度に抑制する必要がある、こういう考え方に立ちまして、最終の保険料率を二六％に持つていくために、その間の再計算期六回ござい

ますが、単年度の赤字を出さず積立金に手をつけないう形、しかも六回の保険料の引き上げ幅が均等になるようにするためには前回一・八といつたものが二・二にせざるを得なくなつた、こういう実情についてぜひとも御理解をお願いしたいということが一つでございます。

開始年齢の引き上げを行うことは国民の公的年金に対する信頼を失うことになるのではないかと、御指摘でございますが、この点につきましては、年金審議会においては、むしろ将来にわたつて給付水準を守つていくというの方がやはり国民の期待に合致するのではないかと。そうすると、給付水準を維持する、受給者がふえますから費用が増大する、それと後代の人は過大な負担で制度を維持できなくなる、崩壊するといふ矛盾した要請を解決、調整するために、いわゆる開始年齢を雇用の進展に見合つて段階的に引き上げるといふ方策は最も現実的な解決策ということで今回その将来スケジュールを提示させていただき、このス

ケジュールについては雇用の進捗状況を見ながら国民のコンセンサスを得て改めて発射ボタンを押すという、二段構えの形で法案を出させてい

ていられるところでございます。

○伏屋委員 今御答弁がございましたが、前回の改正時に、一応六十五歳に繰り延べをしても保険料率は三・一・五％でなくて二・三・九％という数字がはじき出されておつたわけでございますが、今お話を伺ひたいと思ひますと、厚生省の人口問題研究所のデータによつての誤差があつた、そういうようなことであるわけでございますが、果たして六十五歳に繰り延べをすれば二六・一％におさまるのかというのは国民のまた大きな懸念でもあるわけでございますので、その辺の誤差の根拠等を御説明いただきたいと思います。

○水田政府委員 一・八％の上げ幅を二・二にせざるを得なかつたということについては、先ほどお答えさせていただきましたので省略させていただきますが、今後またさらに将来人口推計が変わることによつて二六に抑えたというものがおられることがあるのではないかと意味にとつてお答えをさせていただきますと思ひます。

将来人口の推計を見ました場合、我が国は現在平均寿命は完全に世界のトップに立つておりますので、これがさらに大きく延びるということとはほとんど期待できないと思つております。次に問題になるのは、先ほどの大原先生も御指摘になつておられた問題ですが、合計特殊出生率が今回の再計算の基礎になつた将来推計では二・一・〇となつておるのですが、現実には一・七を割る状態で、次の再計算期にこれが回復できるかどうかというの

は一つ問題点として残ると私も思ひます。この点につきましては、次期の再計算に影響する被保険者数につきましては、高齢者の雇用や女子の職場進出によりまして、合計特殊出生率が仮に二・〇より下がることがあつても、雇用の拡大によつて今回の最終保険料率に大きな影響を与えるような事態は回避できるのではないかと、私どもはこのように見ている次第でございます。

ケジュールについては雇用の進捗状況を見ながら国民のコンセンサスを得て改めて発射ボタンを押すという、二段構えの形で法案を出させてい

ていられるところでございます。

○伏屋委員 八九年の厚生省の財政再計算の四つの原則の中には、四番目に五年ごとの財政再計算時に大幅に保険料率を引き上げない、こういう項目がうたわれておるわけでして、そういう面を堅持していったきたい、こう考えるわけでございます。

確かに現在高齢者数は増加し、また平均寿命も延び年金受給期間も長くなっておるわけでございますが、このことが直ちに保険料引き上げ、受給開始年齢繰り下げをもたらすのかどうか、また人口推計の変化のたびに負担を強化していくという心配が今までの経緯からして国民には不安があるわけでございますので、その辺をダブるようでございますが、もう一度御説明を願いたいと思っております。

○水田政府委員 将来推計はあくまでも将来推計でございますが、将来推計の中で最も確度の高いのは人口推計であるというのがおおむね学者の一致した見方でございます。将来人口推計については、若干人の見方によっておればございしますが、私も厚生省の人口問題研究所がしております将来推計については強い自信を持っております。それから、分母になりますところの被保険者数については、今後雇用の拡大ということができてまいりますので、次の再計算期で今回の年金財政の収支見通しが大幅に狂うようなことは生じないものと考えております。

○伏屋委員 今局長の御答弁の中で、厚生省の人口問題研究所の権威に触れられてお話があったわけでございますが、今までの経緯からしまして国民の皆さんはそういう面で非常に心配を持っておることは事実でございます。人口問題研究所の権威をうたわれるならば、そういうような基礎計算データというものを国民の前に明らかにした方が国民に安心を与えるのではないかと、このように考えますが、そのあたりはどうお考えですか。

○水田政府委員 私ども、財政再計算を行い、それに基づきます法律が成立いたしますと、必ずその基礎データは、ここに持ってきてまいっております。

が、前回もその前もいずれも公表をいたしておりますので、今回も法律改正が完了いたしましたら当然公開をさせていただきます、こういうぐあいに思っております。

○伏屋委員 今そのデータの本を示されたわけですが、国民の皆さんにはそれがなかなか読み取りにくいわけですね。政治に関与したものはそれを読むかわかりませんが、もう少し少しいくデータをついて国民の皆さんにわかりやすくする。消費税の問題について今参議院で議論されておるわけでございますが、消費税につきましてもかなりの金額を割いて新聞、週刊誌等々に大蔵大臣の写真まで入れてPRしておるわけでございます。消費税を認めるわけではございません。消費税を廃止して、いわゆる税制改革と年金とがリンクされていかないといけないのではないかな、このように思われるわけでございますが、こういう年金問題は、年金受給者は二千五百万を超えようとしているわけでございますので、そういう人たちは、また今後受けていくという人たちに、また世代間の質的な対立もいろいろ予想されますので、厚生省は本だけではなくとももう少し細かい、わかりやすいデータを出す意思があるのかないのか、もう一度お尋ねしたいと思っております。

【栗山委員長代理退席、委員長着席】

○水田政府委員 これから世代間扶養、特に若い方に年金制度を理解してもらわなければならぬわけでございますので、わかりやすくPRを、年金の根拠と私どもも言っておりますが、法案が成立しましたら、これからそういう運動に取り組みさせていただきます、このように思っております。

○伏屋委員 民間の研究機関、生命保険文化センターの研究によりますと、公的年金に関する調査研究という名目でございしますが、現行制度のもとでは、昭和三十年以前生まれは納付した保険料より多い年金をいただくことができる。三十一年生まれは大体とんとんである。三十二年生まれは納めた保険料だけではもたない。昭和六十年生まれに至っては自分の納付した保険料の四〇％目減り

の年金しかもらえない。こういう調査研究の結果を出しているわけでございますが、厚生省はこれに対してどのようなお考えを持っておりますか。

○水田政府委員 公的年金は老後生活の基礎的な部分を保障し、多様なニーズにこたえるために生命保険その他の企業年金等と補完し合つて老後生活を送る、それぞれの役割分担があるわけでございますが、財団法人であるところの生命保険文化センターがこういうことを言われるのは私も率直に言つて極めて遺憾である、こう思っておりますが、損得の話がございしますのであえてお答えをさせていただきますと、払い込んだ保険料総額に對する年金受給総額は、平成元年十月に四十歳である方は二・七倍、平成元年十月に三十歳である方は二・三倍ということで、決して払い込んだ保険料が受給額よりも上回るというような事態は一切起きません。

○伏屋委員 厚生省の見解をお伺いしたわけでございます。次の問題は、負担増と年金条件の切り下げ。これは、将来の高齢化社会像が明確であればこれにたえることもできるわけでございますけれども、そういうものが明確でないところに一層不安を募らせておるというのが実態ではないかと思うわけでございます。雇用問題を初め高齢化時代の福祉、生活などのあり方が全く不明であるわけであります。このままでは基礎となる公的年金の負担強化ばかりが行われて余計に国民は不安を持つわけであります。総合的な長寿社会の対策を具体的に明らかにすべきではないかと、このように私は考えるわけでございますが、局長の答弁の後に大臣の御所見もお伺いしたいと思います。

○水田政府委員 福祉ビジョンは既に前国会に提出いたしておりますので、それに基づきまして今回の改正を出させていただいているわけでございます。内容的には、給付水準は将来とも維持していく

ということと、制度の長期的安定を期するために、雇用の伸展に見合つて計画的に支給開始年齢を引き上げていくということ、それからもう一つの大きな柱は、公的年金全体の安定を期するために制度間調整を実施する、この二つを着実に実行するために法案を出させていただいているわけでございます。

○戸井田国務大臣 先生の御指摘は、長寿社会に向かつて責任のある安定した年金を供給すべきである、そのためには具体的なビジョンを示すべきである、こういうお話ですが、今政府委員がお答えしたようにビジョンは昨年お示しをいたしておりますところでありまして。

要は、二十一世紀に向かつて急速の高齢化社会を迎えようとしている日本の現状の中で、これからお年寄りが生きがいを持って、そして元気な老後を送ることができるようには、職を去つてから二十年以上も毎月生活を保障する給付にかかわるべき所得保障が与えられる。それは、もう既に職場を離れておるわけでありまして、当然それが生活の主要な財源になってくるわけであります。でありますから、それが将来へ向かつて自分が負担をした額よりも四〇％も減つてしまふということがあったら、これは夢も何もない。保険を掛けていく若者たちに将来夢がないようでは、保険の負担をするという意欲は決してわいてきません。でありますから、将来に向かつて我々が保障しようということとは、一つは、世代間扶養の仕組みの中にあつて、現在働いている現役世代の平均的な所得の七〇％を保障していき、そしてそんな中で、その所得を年金という形でいただいたお年寄りが、それぞれの人生設計を描いて生活していくというわけでありますから、非常に大事なことであります。

そのために今私たちは、世代間扶養で後世代の人たちが働いて得ている所得の七〇％を保障するということは、同時に、インフレあるいは狂乱物価、オイルショックのようなことがあつたときにもその働いている人たちは、年金生活者と違つて

きちつといわゆる年金生活者ではないその時代の所得を保障されているわけでありますから、その保障されている人たちの負担によってその七〇％を保障しようというわけでありますから、これをきちつと行つていけば必ずそういう保障がなされる。しかし一方において、給付の面はいけれども負担の面はやらないというようなことになつていくと将来設計が狂うわけでありますから、私たちはお願いをしてこの負担と給付、そして一方は負担と給付ばかりではなく、一遍に高齢化社会になつていくわけでありますから、年齢というものも考慮をして引き上げを計画的にやつていくという仕組みを示しているわけであります。今回の年金はその将来設計のビジョンの一つであるといふように御理解いただきたいと思ひます。

○伏屋委員 給付水準を維持するという量的な面もございすけれども、もう一面の側面は、世代間扶養という年金の性格からしましても、若い世代が本当に納得できる、そういうような年金でなければならぬわけでございます。

私の手元にある資料を見ましても、年金収益率の格差というものがあつたわけでございますが、この年金収益率を見ましても、世代間の対立を深刻化させるような資料が出ておるわけでございますし、また、そういうような世代間の対立というものを緩和するためにも、今後長期にわたつて、先ほども長期の長寿社会のビジョンを出しておると言いつつも、年金の将来、それと高齢化社会に耐え得る税制改革というものを明示する中で、今後の負担と受益の実態というものをもう少し具体的に国民にわかりやすく説明していかないと、答弁ではそういう世代間対立は緩和できるような答弁であつても、現実にはもう底流にそういう対立は渦を巻いておるといふのが実態ではないか、このように考えるわけでございますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○水田政府委員 公的年金は給付と負担のバランスをとりながら長期的に安定させるということであらうかと思ひます。現在の給付水準を維持して

いくためには後代の方の負担が大変大きなものとなりますので、この世代間の給付と負担のバランスをどう調整するかという問題があるわけでございます。この問題を解決するべきとして、私どもは今後の高齢者雇用の定着していくことを踏まえて、現実的に問題を解決していくことで、開始年齢の引き上げという問題を提起させていただいておるわけでございます。

今回の私どものプランを成立させていただきますと、年金制度全体としまして、平成三十二年に最終保険料二六・一％で長期的に安定し、現行の給付水準が維持できるということでございすので、どうか御理解をお願いしたいと思ひます。

○伏屋委員 六十三年十一月二十九日の年金審議会意見では、公的年金に対する国民の信頼を確保していくためには、年金財政の状況と展望を明確にし、年金財政を公表することが必要で、そのために年金財政に関する勧告の権限を有する年金財政に関する行政委員会の設置がうたつてあるわけでございますが、これは設置されておるのかどうなのか。

○水田政府委員 昨年の年金審議会の意見書の中で確かにこういう御指摘をいただいたわけでございますが、どうもこの御指摘の趣旨は三条委員会という感じがいたすわけでございます。三条委員会というものは公取でありまして、かそういう強い権限を持った機構でございまして、こういう機構はスクラップ・アンド・ビルドでございまして、厚生省はそれに対応するような機構を持つておりませんので、私どもとしましては、八条機関という形で現在社会保障制度審議会というものが調査権と各行政委員会に対する勧告権を持つておりますので、ここに恒常的な年金財政部会をつくる、いわゆる社会保障制度審議会設置法の改正という方向でいろいろと御相談を各省といたしたわけでございますが、非常に制度間調整法の本体の方に精力を費しまして、今回の法案提出までに残念ながら結論を出すことはできませんでしたが、今後もしそういう方向で努力をしてまいりたい、このよう

に考えております。

○伏屋委員 今現在はそのような設置をされておらないという御答弁でございますが、今後そういう努力をしていく、こういうことで了解したいと思ひますが、年金財政に関する行政委員会というもののうち、今後一番問題になってくるのは、日本の悪いところの縦割り行政というところで政府部内でのどういふような連携がなされ、どういふ内容が検討されるのか。年金の将来というものを考えましても、厚生省所管の厚年、国年、この財政再計算措置と各省庁所管の共済の財政再計算措置の違いなどが明らかになつておりますし、今後そういう設けられるであろう委員会の中では、それを厚年ベースによる年金行政一元化のための環境整備をする、そういうことも話題になつてくると思ひますけれども、かなり縦割り行政の厳しさというものがそこにはあるのではないかと。そこら辺のところはどうお考えですか。

○水田政府委員 公的年金関係懇談会というものが設けられておまして、年金担当大臣が座長で、これまで大きな公的年金の改革に幾つか取り組んでまいりましたし、十分関係各省の連絡調整はついているものと思つております。この公的年金関係懇談の下に局長クラスからなります調整連絡会がございまして、さらには課長クラスからなる幹事会を設けて頻りに私ども連絡調整を取り合つているところでございす。

なお、被用者年金各制度間に財政方式の相違があるのではないかとこの御指摘でございますが、確かに若干の差異はございすますが、私どもはそれらを克服しながら基礎年金も導入いたしましたし、今回の財政調整制度も構築をいたしております。公的年金の一元化が完了した段階には同財財政方式をとる、こういうことに相ならうかと思つております。

○伏屋委員 次は年金財政について少しお尋ねしたいと思ひますが、前回の年金改正時には年金に対する国の負担が大幅に軽減されたわけでございますが、これを基礎年金の国費負担、現行は三分

の一でございますけれども、これを二分の一国庫負担にする御意思があるやないや、お尋ねいたします。

○戸井田国務大臣 この問題は各委員からもそれぞれ提案されておることでございますので、非常に大事な問題の一つであると認識をいたしておることは事実であります。しかしながら、基礎年金は前回の改正の段階で、すべての者に公平に三分の一を負担するという基礎年金制度を導入したわけでありまして、さらに、それを二分の一ということでは現段階では考えられないこととございまして、この高齢化社会というものは非常に速いスピードで進んでいくわけでありまして、それに対する二分の一負担ということになると、これの将来的な推計からすると大変大きな負担になつていくわけでありまして、これは保険料の負担の面も国民負担でありますし、またそれと、国庫負担という形で出される税負担も国民がいたしているわけでありまして、将来どういふ形でこの国庫負担を大幅にふやしていくのかということになりますと、これは国民合意が必要であらう。いわゆる社会保険方式でいくのか、あるいは税方式で年金を賄っていくのかというようになことに對しても、大きな国民間の論争の上、合意を得ていかないとなかなか難しいのではないかとこのように考えておる次第であります。

○伏屋委員 先回の改正のときに二階建て年金として基礎年金ができてきたわけでございますが、そのときには一人五万円、御夫婦で十万円、いわゆる国民のミニマムを保障するというところでございすますが、今回はその五万円が五万五千五百円になるようございすますが、それで果たして国民が本当に最低限の生活がやれるとお考えになつておられるのかどうか、そのあたりも御答弁いただきたいと思ひます。

○水田政府委員 前回の改正から基礎年金を導入されたわけでございますが、前回設定いたしました基礎年金というものが老後生活の最低生活を保障するという立場をとつておりませんで、いわゆる

る老後生活の基礎的な消費支出を保障するという考え方によって設定をいたしておるわけでございまして、今回の改正に当たりまして、老後の基礎的な消費支出のその後の拡大に際しました改善措置を講じたところでございます。

○伏屋委員 現行の厚生年金の保険料のままでいきますと、ピーク時に三一・五%になるとされておるけれども、これは全く変わらないものなのかどうか。将来の就業率あるいは雇用者比率、雇用者のうち社会保険加入者比率、年金積立金の運用収益、積立金残高の対年金給付率等の動きによつてはこの三一・五%がもう少し低くなるのではないかと、このように思われるわけでございします。そのあたりはどう計算されておりますか。

○水田政府委員 経済成長いたしますと、当然それに見合つて賃金が上昇しますので、保険料の収入増というものが生ずるわけでございしますが、一方賃金上昇いたしますと生活水準も向上いたしますので、それに見合つた給付改善をいたさなければならぬわけでございまして、経済成長のいかんによつて年金財政の収支のバランスが大きく左右されるということはないものと考えております。

次に就業者数でございますが、今後婦人労働力や高齢者の雇用が進んでまいりますので、確かに被保険者数の増大要因があることは間違いないと思いますが、非常に長期的に見ました場合に、午前中からも問題になっております合計特殊出生率などの程度回復できるかという問題と相殺関係に立つ問題でございまして、これらの点についてはやはり中立的な見方をしておかなければならないと思つております。

次に、積立金の運用問題でございますが、年金は最終的には賦課方式にほぼ近い形に持つていくことになるわけでございまして、賦課方式に近づいて年々年金給付と年金積立金の割合は落ちてまいりまして、中期的には確かに運用利回りが高まることによつて年金の給付費はそれだけ楽になるわけでございしますが、長期の観

点から見ますと収益の増大というのはあまり大きな要因にはなり得ない。したがって、今御指摘の事項につきましては、最終保険料率の三一・五%にいずれも余り大きな影響を与える要素にはならないのではないかと考えておるところでございます。

○伏屋委員 積立金の運用の問題も、今局長はお話しになったわけでございしますが、この積立金の運用収入の増加対策についてはなお一層の工夫がされる余地があるのではないかと、このように思つてございします。現在自主運用額というのが八九年度で六兆七千億円、ようやく一割に達したわけでございますけれども、最終的に何%まで持つていこうとされているのか、それをいつまでに達成せよとされているのか、そのあたりの計画をお聞かせいただきたいと思います。

○水田政府委員 私どもは、目標としては積立金の三分の一程度を自主運用に持つていきたい、このように考えております。

○伏屋委員 大臣の御所見もお伺いしたいと思つます。

○戸井田国務大臣 今政府委員からお答えいたしましたとおり、我々の目標は三分の一という目標を持つておりますが、これは御承知のとおり財政当局との間で年々戦争のような折衝を継続しておりますので、今年も予算編成の段階で御期待に沿うよう一生懸命頑張らせていただきます。

○伏屋委員 聞くところによれば、大抵平成二年度あたりで三兆円くらいの資金運用、こういうふうな計画があると聞いていますが、事実ですか。

○水田政府委員 全く承知いたしております。

○伏屋委員 三兆円というのはちょっと間違つておりましたけれども、現在で六兆七千億円ですから、これにプラス三兆円という意味でございしますので誤りを訂正しておきますが、そういう計画はないわけですね。

○水田政府委員 私どもは一応新規預託額と満期償還金の三分の一見合いの財投に対する要求をさせていただいておりますが、まだ予算編成前でご

ざいますので、それがおおよそどうなるかということについては今申し上げる段階にはない、このように考えております。

○伏屋委員 大蔵省は、これについてどういうお考えを持っておりますか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

年金資金につきましては、御承知のように社会資本の整備であるとか住宅対策あるいは中小企業対策等々の目的のために財政投融資の原資として重要な位置を占めているわけでございしますけれども、私どももいたしまして、この年金財政基盤の強化ということの重要性については十分認識をさせていただいております。

このために、六十二年度に年金財源強化事業が発足いたしました。六十二年度は一兆円、六十三年度は一兆二千七百億円、それから元年度はこれが一兆五千三百億円ということで、大きな増加を示してきているところでございします。また、この財源強化事業のほかに資金確保事業というものもございします。それから従来から年金福祉事業団で行つております被保険者に対する住宅貸付け等の還元融資というものもございまして、こういったものの全体、トータルいたしますと、実は元年度におきまして既に年金の積立金の増加額の八三・四%というふうな水準にまで現在来ているような、こんな状況にもございします。一方、先ほど申しましたように、年金資金につきましては、社会資本整備や中小企業対策等々の重要な役割を果たしているわけでございまして、こういったものにも適切な対応が必要であらう、かように思つておるわけでございします。

したがって、二年度のこの財源強化事業の運用額につきましては、こういふいろいろな諸要素を踏まえまして、これから厚生省御当局とよく御相談をさせていただきたい、かように思つておる次第でございします。

○伏屋委員 六十三年十一月二十九日の年金審議会の見解は、運用部預託資金の運用方針や預託金利を審議する資金運用審議会に厚年と国年の拠出

者代表の参加を主張しておるわけでございしますけれども、これはどうなつておるか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○水田政府委員 現在、資金運用審議会は、その設置法で公益委員によつて構成をされているわけでございします。資金運用審議会のいわば年金の労使の意向を反映させる場として年金資金懇談会というものを設けていただいております。保険料拠出者の意向が資金運用審議会の審議に反映するような方策を講じていただいております。

なお、年金審議会から、昨年、運用審議会そのものに拠出者代表を加えるようにという御意見をいただいておりますので、この点については私どもから大蔵当局に御要望申し上げている、こういう次第でございします。

○伏屋委員 それはまだ現在ではできておらない、こういうふうな受けとめてよろしいわけですね。それで、今回は出されておらないわけですが、それはこれから実現するために問題点というのはあるのかないのか、あるとすればどんな問題点があるのですか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。年金審議会の御意見におきまして、保険料拠出者代表の資金運用審議会への参加の御要請があったことは私も承知しております。この点でございしますが、まず保険料拠出者の意向の反映という点で考えますと、既に資金運用審議会の委員として、社会保険や公的年金について御造詣の深い方に学識経験者として御参加していただく等の、そういった配慮を行っているところでございします。さらに、年金資金の適切な管理運用という観点から、今水田局長の御答弁にもございましたように、年金資金懇談会というものを設けて、これは年金運用審議会の会長と私どもの理財局長が出席いたします。さらに、そこで保険料拠出者代表の方の御意見をお伺いする、それを年金資金の適正な運用に活用していくというシステムでやっておりますので、このような方式で今後と

も努めてまいりたいと思つてゐる次第でございます。

○伏屋委員 次の問題ですが、社会保障制度審議会の国共済法改正についての答申、本年の三月六日の答申でございしますが、「給付と負担の両面に」、「的確な長期見通しをもった年金財政計画を策定していくことが必要」、こういうふうにご意見を申しておるわけですが、これはどういう意味を持つものなのか、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○乾説明員 お答えをいたします。

ただいま議員御指摘の社会保障制度審議会の意見があるわけですが、私も、国共済連合会につきましても本年十月に財政の再計算を行いました。財政の再計算の方式は厚生年金とはやや違うわけでございしますが、ただいまの御指摘のような答申の考え方を考慮いたしまして、この財政再計算に当たりまして、今回提出されております厚生年金の財政再計算と同じ基準によりまして、共済年金の財政の将来見通しを連合会に計算をいたさせまして、それを私も参考としてこの再計算を行ったところでございます。

○伏屋委員 そうすると、厚年並みの長期的な財政の見通しを連合会から出てきたものを参考にしながら今検討中である、こういうふうな受けとめていいわけですね。

○乾説明員 国家公務員共済の長期的な財政見通しにつきましては、いろいろな前提がございしますが、私も、厚生年金と同様の前提を置いた場合に今後どうなっていくかということについて、その一定の姿を現在描いて持つてゐるところでございます。

○伏屋委員 それでなくても、いわゆる年金受給者の間には官民格差が余りにもあり過ぎるのではないかという意識が底辺にあるわけでございします。その辺は心得て国共済も考えていただきたい、こういうふうな思ひます。これは要望として申し上げておきます。

次に、保険料率についてでございます。

国年が今年四月から一人八千円となり、来年四月に八千四百円。それから毎年四百円ずつ上がつて、ピーク時には月一万六千円。夫婦ではこの倍になるわけでございします。前回の試算ではピーク時で一万三千円というわけですから三千円のアップになつておるわけですが、この国民年金の額で本当に家庭の人が負担でき得ると考えられますか、どうですか。

○水田政府委員 最終保険料が上がつたことは、厚生年金の場合と同様、平均寿命が男女とも三歳延びた、こういうことに相なるわけでございします。次に、果たして保険料を負担できるかという御質問でございます。

今回の改正に先立ちまして、六十二年に国民年金の被保険者の一部、全国の約六千名の方を対象に無作為で意識調査をいたしました。基礎年金の水準を維持していくためには保険料の引き上げもやむなしというお答えをいただいた方が七割であつたということです。それから、前回の改正の際に、二十一世紀の年金に関する有識者調査でも、平成元年度価格で申し上げまして、最終保険料が一人二万四千円から一万九千円を妥当とされる方が過半数を占めたこと等から見まして、私も、今回設定しました保険料は適正なものと考えております。なお、急激な負担増にならないように、引き上げ幅も毎年四百円ずつ上げるといふふうに工夫もさせていただいてゐるところでございます。

御心配の、不況等の影響によりまして保険料の負担ができない方については免除制度がございします。これを御活用いただくことによつて十分対処していけるもの、このように考えてゐる次第でございます。

○伏屋委員 現在の国年の保険料の免除率の推移はどうなつておりますか。

○土井政府委員 基礎年金が導入されました六十一年度以降の数字を申し上げますと、六十一年度一・九％、六十二年度も同じく一・九％、六十三年度は一・二％、二・二％、そういう状況に相なつて

おります。

○伏屋委員 ピーク時は昭和の元号で言うなれば昭和五十九年で、一七・四％であつたわけでございしますが、それからかなり厳しい免除判定というものがあつたことによつて現況が一・二％、このように考えられるわけでございしますが、徴収率は一体どうなつてゐますか。

○土井政府委員 同様に六十一年度以降の率を申し上げますと、六十一年度は八二・五％、六十二年度は八三・七％、六十三年度は八四・三％、そのような状況でございます。

○伏屋委員 そういう数字を示されたわけでございしますが、滞納者がかなりあるということは事実でございます。滞納者が現在一六・三％ぐらいあると見られるわけでございしますが、免除者が減つてきても、その分滞納世帯がふえていく、そちらに移つていくというような傾向がなきにしもあらずでございます。八七年をとつてみましても全体の四分の一が滞納になつておるわけでございします。

そういうことから、今回ピーク時一万六千円まで保険料を四百円ごとに上げていくということに關しまして、保険料を引き上げると、またかなりの免除者、あるいはそれがまた滞納者につながつていく、そして、それが国年の加入者の負担増につながつていく、そして、さらにまた保険料率を上げなければならぬという悪循環につながつていくのではないかと、こういう懸念を持つわけですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○水田政府委員 滞納者の実態分析をいたしますと都市部に多いわけでございまして、決してこれは所得が低いから滞納するということではなくて、やはり人口の流入の激しいところにそういう現象が起きておるわけで、こういう方に対する徹底したPRなり、毎月の自動振り込みというふうな納めやすい環境づくりをすることによつて、この滞納問題については改善が図られるものと私も考えておる次第でございます。

○伏屋委員 次の問題に移ります。

年金財政だけを考へていきますと、次回の九四年の再計算期にまた、支給開始年齢のさらなる繰り延べをするという心配もあるわけでございします。八九年の保険料率を上げないという原則があるわけでございしますが、この年齢繰り下げというのもの、そういうことはやらないとここで確約ができますか。

○水田政府委員 私どもは、六十五歳引き上げの将来計画を前提として現在再計算をやらせていただいているわけでございまして、それを前提に今回御審議をいただいているわけでございします。次回以降の再計算期をまだ審議の過程で云々申し上げるのはいかかと思ひますので、答弁は差し控えてさせていただきます。

○伏屋委員 公務員の支給開始年齢の引き上げについて一被用者年金の支給開始年齢の引き上げについてという閣議決定が本年の三月二十八日にあるわけですが、その閣議決定では、厚年と整合性を図る観点から、六十五歳の支給開始年齢引き上げ措置を講ずるよう対処していくことにする、こうしておるわけでございしますが、今回の国共済法一部改正案にはそれが繰り込まれておらないのはどうしてなのか。また、こういうことを繰り込まないということは何かいろいろ理由があると思ひますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○乾説明員 お答えいたします。ただいま御指摘のありました本年三月二十八日の「被用者年金の支給開始年齢の引上げについて」という閣議決定におきましては、現在国会で審議されております厚生年金の年齢引き上げが決定されてゐるわけでございしますが、その際、「共済年金については、その職域における就業に関する制度・運営等にも留意しつつ検討を進め、厚生年金と整合性を図る観点から、上記と同様の趣旨の措置を講ずるよう対処していくこととする。」というふうな述べられてゐるわけでございします。すなわち、厚生年金が平成十年度から平成二十二年まで段階的に六十五歳に引き上げていくことと同様の措置を講ずることということが決定されて

いるわけでございます。

なぜ今回同時に法案を提出しなかったかとのお尋ねでございますけれども、厚生年金の場合には、私も考えますに、その事業主が民間企業でございますので、民間企業はその雇環境の整備等を図るということで、あらかじめ事業主にこういう年齢引き上げのことをアナウンスしておくことが適当である、雇環境の整備のためにも適当であると考えられたわけであると思いますが、共済年金の場合には、政府自身が雇者であるために、公務員の就業上の問題について政府みずから種々の検討を行った上で提出することが適当と考えられ、今回厚生年金と同様の年齢引き上げを行うという方針を閣議決定で表明した上で、法案は今後の検討にまづこととしたものでございます。

○伏屋委員 その理由の中に、公務員制度との関連等を十分考慮しなければならぬ事情ということが、項目があるわけでございますが、今ちょっと説明がありましたが、まだちょっと納得できないところがございますが、時間もありませんので次の問題へ進んでまいりたいと思います。

政府は、共済年金の支給開始年齢の繰り延べに伴い生ずる雇問題について種々の観点から検討するため、関係省庁の局長クラスによる検討会を設けると言っておられるわけですが、具体的に何を検討するのか、またいつ結論を出すのか、その結論が出てからいよいよ支給開始年齢六十五歳繰り延べ法案を出してくるのか、この辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 年金と雇が密接な関連がありますところから、年金と雇に関する関係閣僚懇談会というものが三月に設置をされました。内閣府長官、厚生大臣それから労働大臣、経企庁長官、総務庁長官を構成メンバーにいたしております。そのもとに、関係局長から成る連絡協議会を設け、私も頻りにその打ち合わせをいたしているわけでございますが、いずれにいたしましても、この中心になりますのは当然労働省の雇政策の展開ということでございます。今後長寿社会雇用ビ

ジョンを策定するその他の事情等について意見交換をさせていただいているような状況でございます。

○伏屋委員 総務庁はこれについて……。

○島中説明員 お答えいたします。

共済年金の支給開始年齢につきまして厚生年金と同様の措置が講じられた場合に生ずる公務員の雇問題につきましては、先生先ほど御指摘のとおり、種々の観点から調査研究し検討を進めるため、関係省庁の局長クラスを構成員とする検討委員会をこの四月に発足させたところでござい

ます。今後同委員会におきまして、公務員の雇に係る制度、運用のあり方、共済年金に係る制度、運用のあり方、それから民間企業における同種の制度、運用状況、諸外国における同種の制度、運用状況等につきまして関係課長クラスで構成する幹事会をも活用しつつ検討を進めていくこととしております。

いつ結論を出すかという御質問でございますが、この四月から検討を始めたばかりでございますので、種々検討すべき課題も多々ございしますので、現時点でいつかということについてはまだ決めておりません。

○伏屋委員 次に、雇と年金についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

高齢者の方々は、六十歳定年、完全年金また六十五歳定年、完全年金を最も望ましい形と考えているのではないかと思ひます。したがって、雇と年金、つまり定年と年金開始とは一致すべきではないかと考えるわけでございます。ヨーロッパ諸国のように、法定定年をまず決めておいて、それに年金開始年齢を合わせていくべきではないのか、こういう考えもあるわけでございますが、これについてどうお考えでしょうか。

○七瀬政府委員 お答えいたします。

先生ただいまお話しのように、欧米諸国におきましても一般的に年金の支給開始年齢がいわゆる引退年齢となっております。私も同様にいたしましても、雇と年金という関係が密接に連携をとら

れるべきものであるという基本的な認識に立っておりますが、その雇を進めるあり方として定年制という形でやっていくか、あるいは高齢者の多様なニーズを考慮しながら、いろいろな角度から雇を延ばしていく施策を検討するか、そこらあたりについてはいろいろと実証的な方法を選択しながらやっていくべきものであろうかと考えております。

〔委員長退席、野呂委員長代理着席〕

○伏屋委員 労働省は高齢者の雇確保と生活安定に向けて、人事労務管理、職業能力開発、企業年金などを織り込んで二十一世紀を展望した高齢者雇ビジョンの策定に取り組んでおると伝えられておられるわけですが、この実現性、いつできるのか、これをお尋ねしたいと思います。

○七瀬政府委員 ただいま先生お話しございましたように、労働省では長寿社会雇ビジョンを策定すべく現在議論を進めておりますが、これに関連いたしまして、学識経験者あるいは各界の有識者から成ります長寿社会雇ビジョン研究会において検討をお願いしておりますので、できますれば本年度末までにこのビジョンを策定したいと考えております。

その際には、労働力需給その他経済社会の将来展望を踏まえまして高齢者雇のあるべき姿あるいは関係労使その他の関係者が努力する目標といえますか、そういうそれぞれの役割のようなこともあるいはそのビジョンの中に盛り込めればと思っておりますが、いずれにいたしましても、先ほど来御議論がございしますように、国民あるいは関係労使にできるだけわかりやすいビジョンとしてお示しできるようにする、そういうことに意を払いつつ研究会の御検討の結果を待ってビジョンを作成したいと考えております。

○伏屋委員 できるだけ詳細に、しかも、わかりやすい形で国民に発表していただきたいと思ひます。

労働省は今後同一企業同一グループ内での継続雇を推進しようというふうなお考えがあるよう

でございますが、これは高齢者雇の中心として考えておられるかどうか。また、それに引き続きまして、こういうような継続雇というものの弊害もあるわけでございます。こういう継続雇というものをやっていくならば従業員の個別の選別、個別管理、また高齢者の企業への従属意識、こういうものが生まれてくるし、雇保障としては不十分ではないか、労働条件の低下をもたらして従業員の不満がそこに生じてくるのではないかと懸念もあるわけでございますが、労働省はどういうお考えを持っておりますか。

○七瀬政府委員 昭和六十一年の高齢者雇安定法のいわばもとになりました雇審議会の第十九号答申におきまして、同一企業あるいは同一企業グループにおける継続雇という形を高齢者の雇を伸ばしていくための大きな柱といたしております。これはやはり我が国におきまして継続的に定年まで雇するというような慣行がかなり定着いたしておりますので、そういう状況を考えますと、同じ企業あるいは企業グループで長年培った知識経験、能力を有効に発揮するためには、できれば、いろいろな選択はあろうかと思ひますけれども、同一企業同一雇で延ばしていくということが御本人のためにも、あるいは知識経験を社会のために生かす上にも有効であろうかというところで、私もこれは大きな柱といたしているわけでございます。したがって、例えば六十歳前半層になりますと、やはり体力、そういったものが衰えるようなこともありましようし、労働時間あるいは作業形態、職場のつくり方、いろいろ配慮しなければならぬ面もあるかと思っておりますので、そういう面についてはいろいろな機会を通じて事業主の御理解を得つつやっていきたい。また労働条件の面につきましても、関係労使で十分お話し合いをいただいて、先生がおっしゃいましたような弊害が出ないようにやっていくべきものだと考えておりますし、この点は関係労使にそういう御努力をさらにお願いをしたい。かように考えており

ます。

○伏屋委員 この継続雇用というのは定年延長とは違うわけですが、そういうふうないろいろな悪条件が予測されるわけですが、厳しくそういう条件を克服できるようにひとつ要望をしておきたいと思ひます。

次に、今回の改革では繰り延べ緩和策として六十歳から支給する減額年金制度が盛り込まれておられるわけですが、これには幾つかのタイプがあるわけですが、いずれも六十五歳支給開始に比べると大きな減額率で損ではないのか、こう考えるわけですが、これがまず一点、この減額率というものの基礎が昭和四十六年に創設されている国年の減額年金の減額率をそのまま使っておられるわけですが、それ自体にも問題があるのではないかと、この辺のところをお答えいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 減額率はまず政令で定めることになっておりますので、またその段階で決めるということになるわけですが、やはり国民年金の受給者の方とのバランスから見て同じ率を使うのが好ましいのではないかと考えております。確かに減額率が国民年金の場合厳しいという御批判があるわけですが、あすの百よりもきょうの五十ということわざがありますように、七割近い方が繰り上げ請求をしておられるという状況のもとで減額率の緩和をするということとは、実際的には国民年金を六十歳開始にするのとはほぼ同じような効果をもたらすわけですが、これ以上、ただでさえ厳しい基礎年金の財政に与える影響は極めて大きなものがあると思ひますので、これ以上の減額率の緩和をすることはできない。むしろ今後検討すべきは、やはりヨーロッパでとられておりますように、減額率を緩和する場合には、減額請求できる開始年齢をむしろ六十歳からではなくて六十二歳とか六十三歳に繰り下げた上で改善する場合はその改善を図るのが適当ではないか、このように考えておられるわけですが、

歳に支給年齢が繰り延べになるということであるならば、やはり六十代前半の所得保障の一つの大きな柱にならないわけでもないわけですが、その面からいいますと、実態に合わない減額率というものはもう一度さらに検討をする必要があるのではないかな、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

時間もだんだん迫つてまいりましたので、次の問題に移つてまいりたいと思ひます。

○土井政府委員 昭和六十二年度末の状況を申し上げますが、繰り上げ減額の受給者の人数でござい

ますが、四百三十二万人、平均受給月額額は二万七千円、そのような状況に相なっております。

○伏屋委員 私の聞いたところによりますと、基礎年金の新規定者というものが六〇％あると聞いておられるわけですが、それは間違いございませんか。

○土井政府委員 六十二年度末の状況で申し上げますと、本来分の年金を受ける人の割合が三・九％、繰り上げ減額の対象になっている方が六・七・一％、それから、繰り下げといふか年齢を逆に高くする方が、これは率では〇・〇％、約二千人でございしますが、そんな割合に相なっております。

○伏屋委員 次の問題に入ります。

高齢者の就業意欲が現在非常に高いわけですが、いまして、労働力率も六十歳代前半で男が七二％、女が三九％、六十歳代後半で男が三六％、女性が一五％、こうなつておられるわけですが、もちろん生活を持続するために働かざるを得ないという面もあると思ひますけれども、このような労働意欲と活力を利用しないというのは全く社会的に大きな損失ではないか、このように考えるわけですが、これについてのお考え、意見を

お聞きしたいと思います。

生きがいの上からも適切ではないと思ひます。六十歳から六十五歳の間で段階的に隠退し、これに

対応して一定の賃金保障として年金が支給されるという部分就労・部分年金制度、これを設けるべきではないか、このように考えるわけですが、

○七瀬政府委員 ただいま先生から、高齢者の活力を生かしていくというお話がございましたが、我が国におきまして、六十歳代前半の男子高齢者について見ますと、就業率は六七・九％、また

不就業の方でも就業を希望する方が五六・五％ということになっておられて、諸外国に比べまして

も、若年労働力の増加傾向が数年後にはピークになるといふような状況で、かつ、こういう高い高齢者の就業意欲があり、高齢者の方々が長い知識経験を保持しておられるということは、高齢者ならではの

維持していくために極めて重要なことではなからうか。そういった意味で、私も年齢間のミスマッチと言われるような問題について、計画的にこれを解消していくようなプログラムを持つべきであらうということ

とところでござい

また、六十歳前半層の方々におかれましてはその就業ニーズ、御希望は多様でございしますので、年齢に応じ、その方々の御希望に応じて、短時間勤務とか隔日勤務とか、そういったものも弾力的に活用し、また在職老齢年金制度というものもござい

○伏屋委員 学生の国年への強制加入適用についてお尋ねしたいと思ひます。

現行の任意加入から強制適用へと変更するとされておられるわけですが、家計に与える影響

というものは非常に大きいと思ひます。教育費の負担、それに加えてまた国年の負担、こういうことで非常に負担が重くなるのではないかと、それについてのお考えが一点。それから、拠出能力がない場合、免除措置を講ずるとされておられるけれども、その基準をお伺いしたいと思ひます。それが一点。それから、今までの任意加入のままで学生については一律免除にするという制度にしたらどうなのか。もう時間がありませんので、この三点を簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 年金審議会から「親の保険料負担が過大とならないよう、適切な配慮がなされるべきである。」という御答申をいただいておりますので、この答申の趣旨を踏まえまして現在国民年金保険料負担能力調査を行っておりますので、その調査結果を踏まえて免除の基準を適正に設定してまいりたいと思ひます。

なお、最後の三番目の点につきましては、学生以外の方とのバランスからいって一律免除ということとは困難である、このように考えております。

○伏屋委員 次に、鉄道共済の救済についてお尋ねしたいと思ひます。

今回の財政調整で、毎年厚年が千四百億、地共済が二百七十億円の拠出を行い、一方、鉄道共済が千四百五十億円、たばこ共済が四十億円の交付を受けることになっておりますけれども、今回の財政調整の方法や対象範囲は、このような交付必要額がまずあって、その捻出のために決定されたものではないのかと、年金一元化というのは名目にすぎないのではないかと、こういうような思いもするわけですが、そのあたりはどうお考えですか。

○乾説明員 お答えをいたします。

今回の鉄道共済の対策につきましては、昨年の十月に出されました鉄道共済年金問題に関する有識者懇談会の報告書等にも述べられておりますように、まず鉄道共済自体の厳しい自助努力が必要であるという考え方がございました。そういう考え方に立ちまして、私どもで、給付の見直しであ

るとか保険料の引き上げであるとかという鉄道共済自体の自助努力を行わせ、かつまたJRについても特別の負担、清算事業団についても特別の負担というものをいろいろ努力をいたしまして、千五百五十億円の自助努力の対策をつくったわけでございます。

一方、この答申等にごさいますように、平成七年を展望した公的年金一元化の中で、その地ならしとして何か給付と負担の平準化の観点からの措置を別途講じることができないかということが検討されました、それが制度間調整という形で法案の提出に至ったわけでございます。結果的に鉄道年金がその制度間調整におきまして千四百五十億円のネット受け取りになる、こういう形になっているわけでございます。

○伏屋委員 今お話がございましたけれども、国鉄の自助努力というものがかなり厳しい自助努力をやっておるわけでございますが、その鉄道共済自助努力の中に既裁定年金の削減という項目があるわけでございます。こういうように、既に決まっておる年金すらカットしていくということになると、これが先例になっていくわゆる年金財政の都合によつては年金削減が頻発する心配があるわけでございます。年金生活者の生活不安とか公的年金に対する国民の信頼を失うことになるのではないかと、その分国の方の国庫でそういうものを負担し、既裁定年金の削減というものは自助努力の中からやはり削除すべきではないか、このように思いますが、その辺はどうでしょうか。

○乾説明員 先ほど答弁申し上げましたように、鉄道共済の対策につきましては、まず鉄道共済自体の厳しい自助努力ということが求められているわけでございます。その場合、年金受給者について見た場合にも、おっしゃるようには既裁定の年金額が削減されることについての問題点というのはいくつかございます。旧国鉄共済当時、これは昭和五十九年に国家公務員共済等に仲間入りさせるいわゆる統合法で統合する以前の段階でございますが、その当時の旧鉄道共済は最終の俸給を基礎

俸給として年金額を計算するというをやっておったわけでございます。そうした場合に、当時の国鉄の労使の慣行であった退職時に特昇を行わせるということがありますと、これが鉄道共済の年金額にはね返る。このように、退職時に特昇させるといふことは年金制度本来が予定していることではないのではないかと考え方に立ちまして、今回鉄道共済の厳しい自助努力の一環として、この退職時の特昇に見合つて上昇した分をいわば切り込むということにしたわけでございますが、先ほど申し上げました制度間調整によつて他の制度から結果的に援助を受けるといふことを考えますと、やむを得ない措置であると考えております。

なお、実際の削減額でございますけれども、昭和五十九年に統合法で国共合した当時に行いました一〇%のスライド停止とか累次のスライド停止措置をやっているわけでございます。結果的にこの削減額の影響を受けるのは比較的鉄道共済年金の受給額の高い層ということで、それも考慮すればやむを得ないのではないかと考えております。

○伏屋委員 この鉄道共済の救済のための制度間調整というのは、公的年金一元化が九五年までとされておるようでございますけれども、その九五年以後はどういうふうにお考えになつておられるのですか。

○乾説明員 平成二年度から六年度までの年平均の三千億の赤字対策としては、今回御審議いただいているような対策スキームになつておるわけでございますが、平成七年度以降もしばらくこの三千億程度の赤字が継続する見込みでございます。これをどうするかということにつきましては今後平成七年の公的年金一元化の検討に向けて、いろいろな観点から、関係省庁と御相談して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○伏屋委員 もう時間がございませんで、最後に、我が党が本年七月に我が党としての年金改革法案というものを提案いたしましたわけでございますが、

が、それについて大臣の御見解をお伺いし、私の質問を終わりたいと思つております。

○戸井田国務大臣 御指摘の福祉年金の給付の問題でございますけれども、現段階では、御承知のとおり年金制度はいわゆる所得保障の意味での給付をいたしておりますので、その福祉給付というものの対しては、現在の年金法の段階では困難な問題だと私も今考えております。

○伏屋委員 終わります。

○野呂委員長代理 塚田延充君。

○塚田委員 高齢化の進行に伴ひまして、今後若年人口が減つていくため、将来労働力不足が生じる可能性が強くなつていきます。また一方で、高齢者の増加に伴ひまして、医療や福祉や住宅、さらには、そのほかも含めた生活全般にわたる巨大な需要のためのニーズが生ずるはずでございます。現在、どちらかといえば若い労働力、若い消費者を前提とした経済社会システムになつておるわけでございますが、これを見直していかなければいけない、こんな状態になつておると思ひます。このような社会全体の潮流の流れの変化に對しまして、経済企画庁、どのような見解を持っておられるか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○田島説明員 お答えいたします。ただいま先生の申されましたとおり、我が国は今や平均寿命八十歳という世界最長寿国になつてございます。さらに現在は、人口全体のうちに占める高齢者の比率は一〇%でございますけれども、二十一世紀にはこの比率が約四分の一になる、つまり約二三%ぐらいになるという見通しでございます。そういうことで、世界で最も高齢化が進んだ国になるといふふうに見通されておるわけでございます。

それで、そういう場合におきましては、やはり人々が実際に高齢者になつた場合、自分なりのライフスタイルを確立して生活を楽しむことができて、しかも社会全体として活力に満ちた高齢化社会を実現することが必要でございます。そのために社会保障を初めとする経済社会のシス

テム全体を人生八十年時代にふさわしいものにしていく必要があるというふうにごさいます。

そうした基本認識のもとに、経済企画庁といたしまして、現在国民生活審議会におきまして、高齢者の生活展望やライフスタイルの変化、さらには、ただいま先生から御質問がありましたような経済社会システム全体をいかわる工業化社会、若い人、若い労働者や若い消費者を前提とした経済社会システムというところは、一言で言いますと工業化社会の社会システムということだろうと思ひますけれども、それを脱工業化社会といひますか、ポスト工業化社会といふところに向けまして、どういふような社会経済システムに変えたらよいかということにつきまして、現在、国民生活審議会でご御審議をいただいておりますところでございます。

それで、ここにおきましては、高齢者の生活展望やライフスタイルの変化、さらには高齢者の雇用、所得保障、健康、福祉、生涯学習、住宅、生活システムといったようなものをどう変えていくのが適当かということも含めました国民生活の将来像について御検討をいただいておりますところでございます。この検討結果を踏まえまして、経済企画庁としては国民生活審議会の意見、御審議結果を各方面にお伝えしてまいりたいというふうにごさいます。

○塚田委員 高齢化社会を支える最も大きな柱の一つは年金制度であることは間違ひございません。しかしながら、一方で国民生活のニーズが多様化してまいりますので、豊かな老後生活を送るためには、このような公的部門だけではなくて、健全な民間産業が育成されていく必要があるかと思ひます。となりますと、俗にシルバー産業と言われておりますけれども、これにつきまして厚生省はどのような認識をお持ちでしょうか。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕
○戸井田国務大臣 昨日、連合が発足した中で、やはり連合の大きな目標は、いわゆる生活重視の

姿勢を打ち出しました。このことはやはり、日本の中でも長寿社会の中におけるいろいろな生活の問題と同時に、働く世代の中の、現役時代の人の夢というものが大きく流れが変わりつつあるという現象を見とらざるを得ないように私は思います。同時にまた、高齢化社会に向かうに従って、今御指摘のとおり、高齢化社会を支えていくもの一つは年金、一つは医療、一つはやはり福祉の問題を重視していかなければならない。特に在宅で生活をしておるお年寄りの生活をどうやって保障していくか。核家族化してきているそういう中で、家庭では手が足りない、そういう中ではどうしても福祉サービスというものが介在してこなければなりませんけれども、その公的な面につきましても、御承知のとおり、老人ホームなりいろいろな施設を準備いたしておりますけれども、同時に今御指摘の、民間のサービスというものが勢い参加してくることは当然であります。

公的サービスと民間サービスというものがそれぞれ国民の多様化したニーズの中でどういうふうな役割を果たしていくかというものは、おのずからそういう中で定められてくるだろう、かように思いますけれども、この多様なニーズにこたえて出てくる民間のサービスというものは、やはり企業の発想だけでそういったものに取り組まれるということになると、いろいろな問題が起こつてまいりますので、十分行政の上で指導をしていかなければならない面もあるだろうし、同時にまた、いい企業に対しては推奨もしていかなければならないだろうし、そういうものには例えばシルバーマークをつけるとか、そういうようなことで、十分にすばらしい民間サービスに対して国民に理解を求めていくような努力もしてあげなければいけないだろうし、そういったところには同時にまた、補助的な資金の低利融資とか、いろいろな面でこたえてあげなければいけない、かように思っております。

○塚田委員 政府において策定が進められております長寿社会雇用ビジョンにおきまして、高齢者雇用のための具体的な目標ははっきりと示されるんでしょいか。また、あわせて、現在のようにならぬように、六十歳定年制を努力義務とするにどうしていいかと思ひます。六十五歳までの雇用を義務づけるなど法的な整備をもっと徹底すべきだと思ひますが、労働省いかがでしょうか。

○七瀬政府委員 労働省におきまして、長寿社会雇用ビジョンを策定すべく現在検討を進めております。特に有識者あるいは関係団体の代表から成ります長寿社会雇用ビジョン研究会を設けまして、労働力需給あるいは経済社会の将来展望を踏まえまして、高齢者の雇用についてのビジョンを策定しております。その場合におきましては、政府の果たすべき役割あるいは関係労使にいろいろ御努力願う役割、そういった役割分担なりなんなりをできれば盛り込みたいと思っておりますし、要は、できるだけ国民の皆様方あるいは関係労使にわかりやすい形で計画的に高齢者雇用が進むような、そういう展望を示すビジョンでありたいというふうなところで思ひますが、現在検討中でございまして、具体的な答弁をできる段階ではございませぬ。

また、六十五歳までの雇用のあり方ということにつきましましては、六十歳までの問題につきましましては定年延長の努力義務あるいはそれを基礎とした行政措置が規定しておりますけれども、この時期やはり人生八十年時代における六十五歳までの雇用のあり方について、法的整備を含めていかにあるべきかという点について、現在雇用審議会におきまして御検討をいただいておりますところでございます。でき得れば私も年内にも御答申をいただいて、その結果を待つて適切に措置をしたい、こういうふうな考えでおります。

○塚田委員 年金支給年齢を論ずる上で、また同時に雇用ビジョンを検討する上で、雇用の実態把握は極めて重要だと思ひます。現在、労働省としてはこの定年制の実態についてどのように把握しているのか、お尋ねしたいと思ひます。

調査対象はどれだけの企業を対象としているのか、そして今後さらに広範かつ詳細に行うためにはどうしたらいいかと考えているのか、御答弁願ひます。

○七瀬政府委員 労働省の政策として、ほかの政策もそうでございますけれども、高齢者雇用の推進を図っていく上に実態を十分把握するその重要性は、全く御指摘のとおりでございます。したがって、いま、例えば先生が例示されました定年制の実態調査につきましては、昭和六十四年一月一日現在の状況について、平成元年一月一実施した「平成元年雇用管理調査」がございまして、調査対象は本社の常用労働者数が三十人以上の民間企業のうちから一定の方法で抽出した六千企業でございます。そういったことでそういった統計もございまして、それ以外にも、このほか私どもが職業安定所等でも業務を進める上で必要としております業務統計なども実施いたしております。また「高齢者就業実態調査」でありますとか各種の調査もございまして、また何と申しますか、ケーススタディー的な、全体的な抽出調査ではなくても、各個の企業における定年延長の事例、そういったものもいろいろ関係機関、団体を通じて収集に努めておりますけれども、さらに実態把握についてはあらゆる努力を尽くしてまいりたい、このように考えております。

○塚田委員 私は、年金支給開始年齢が六十五歳に繰り延べになることに対しては反対でございます。しかしながら、一応事実関係として伺ひたいのですが、年金の六十五歳支給開始をしようとする諸外国におきまして、どういう国があるのか、また高齢者の雇用の状況がどうなっているのか、そして所得保障がどのような形でなされているのか、これは厚生省ではなくて労働省からお答えをいただきたいと思います。

ドイツ、スウェーデンといった国では、年金支給開始年齢が六十五歳になっているというふうな承知いたしております。これらの国々におきましても、実態はいろいろまちまちな点があるかと思ひますけれども、例えば一九七〇年代から八〇年代にかけての若年労働者の就業率が非常に高くなかった時代に早期退職制というようなことを導入した国もございまして、そういった国では六十二、三歳程度から支給している事例もあろうかと思ひます。また実際の高齢者の雇用の状況、年齢別に失業率を把握した数字はございせんけれども、欧米諸国全体として失業率が高齢者にかなりしわ寄せがいつているというのか、高齢者の就業率が悪いという状況は一般的には言えるのではないかと思っておりますし、例えば五十五歳、五十九歳の就業率といった面で考えてみましても、日本よりも概して低くなっているというふうなことで、これらの国々もある面で高齢者雇用の難しさという課題を背負っているのではないかと、こういうふうな認識をいたしております。

○委員長退席、栗山委員長代理着席

○塚田委員 六十五歳までの雇用確保が年金の支給開始年齢を論ずるに当たって最も大切なわけでございますけれども、やはり社会全体といたしましては、雇用を確保されるという明確な見通しが今の時点では立っていないと断ぜざるを得ないと思ひます。このような状態でございまして、現在提出中の法案でございまして厚生年金などの支給開始年齢の引き上げに関する部分は、やはり撤回すべきじゃないかと私は強く主張するものです。大臣の御見解をお伺ひします。

○戸井田国務大臣 六十五歳支給開始年齢については各党間でもそれぞれ大変厳しい御指摘もあり、私もその問題については非常に重要な一つの認識を持ちながら、その支給開始年齢というものがこの安定した制度を維持する上に非常に必要な、大事な選択の一つであるということも同時にお願い申し上げているところであります。

○塚田委員 それでは次に、学生への強制加入の問題に移りたいと思います。

学生を強制適用することによりまして、学生の障害事故などが起きた場合、それに対する年金保障を行うという改正の趣旨は十分に理解できます。しかしながら、所得のない学生にとりまして月額八千四百円という保険料負担は容易でないという以上、これは無理だと思ふのです。結局親に負担を求めざるを得ないことになり、滞りなると、保険料を支払えない学生が増加し、滞りや未適用などが増加して、結局は制度改正の趣旨が損なわれてしまうことになってしまうのじゃないでしょうか。年金審議会の意見書の趣旨などを踏まえながら、この問題についてどのように対処するのか、きめ細かな手を打たなければいけないと思ふますが、この件についての御見解をお伺いいたします。

○水田政府委員 年金審議会の答申で指摘されておりますように、親の保険料負担が過大にならないように適切な配慮をし、こういう御注文をいただいておりますので、私もその趣旨を踏まえて対処してまいる所存であります。具体的には、現在国民年金の保険料負担能力調査というものをしておりますので、その集計結果を踏まえまして、学生並びにその親の負担が過大のものとならないように適正な配慮をしてまいる所存でございます。

○塚田委員 現在、任意加入の学生の実態を厚生省はどう把握しておりますか。また、すべてを強制加入とした場合、対象となる人数と保険料収入をどの程度見込んでいますのか、御答弁願います。

○水田政府委員 任意加入をしている学生の数は、六十二年度末で二万人程度であろうかと推計をいたしております。それから、今回の改正によりまして当然加入の対象となる二十歳以上の学生の方は、専修学校がございまして、平成二年度平均で出ささせていただきますと百六十万人程度であらうかと思ふます。

なお、学生が当然加入した場合の保険料の収入

見込みでございますが、先ほど申し上げましたように免除基準というものをまだ設定しておりませんので、保険料収入の見込みについては、残念ながら申し上げられる段階に至っておりません。

○塚田委員 一般のサラリーマンにとりましては、その子供である学生も妻と同様扶養者そのものでございまして、学生を年金体系の中に組み入れるに当たりましては、サラリーマンの妻に対してとつたと同じような配慮、考え方が必要だと思ふますけれども、このような見地から何らかのいい方法があるかどうか、お考え方をお聞かせいただきたいと思ふます。

○水田政府委員 サラリーマンのお子さんと自営業者のお子さんで保険料の負担の取り扱いが異なるというのはやはり問題ではないかと思ふますし、また事業主負担も伴ってきますので、大変おもしろい御提案かと思ふますが、現実問題としてはそこまできなかな難しいのではなからうか、このように思っております。

○塚田委員 難しいと言わずに、どうぞまいり方を徹底して御検討いただきたいと思ふます。

次に、厚生年金基金についてお伺いいたします。厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどが提案されている中で、老後の所得保障につきましましては厚生年金基金に対する期待が強まらざるを得ないと思ふます。その役割などについて厚生省、どうお考えになっておりますか。

○水田政府委員 昨年厚生年金基金制度の改正を全党一致でお認めいただきました。おかげさまでこれを機会に厚生年金基金をつくる企業が大変急速にふえてまいっております。今後多様化する老後のニーズにこたえるために、私もますます普及育成を図ってまいりたい、このように考えております。

○塚田委員 ただいま局長の方から、役割そのものについて大変大きな意義を認めているようでございまして、ならば、具体的に今後どのように普及させ、さらに育成していくかということにつきまして、もう少し具体案について言及していただきたいと存じます。

○水田政府委員 昨年の改正は、いわゆる厚生年金基金を普及育成するための環境整備をしていたのだと考えております。その内容の一つは、制度の長期安定を期するために積立金の非課税水準というものを恒久的に確定していただいたということ。それから今後労働者の企業間移動が非常に激しくなりまして、プラスアルファ分についても通算制度をつくるということ。企業が倒産しました場合には、その上に乗っかっている基金も当然つぶれることになってしましますが、その場合の支払い保証制度を確立するということ。それから小規模の基金を認めていきます場合に、事務負担が過大にならないように連合会で事務の受託ができて事務負担の軽減を図る、こういう改正をしていただいたわけでありまして、この条件整備を待ちまして、本年四月から基金をつくる際の認可基準を大幅に緩和させていただきました。単独企業でつくります場合は従来八百人以上となっていたものを五百人以上に、それから総合型基金については五千人から三千人に引き下げるとともに、工業団地であるとか商店街について地域型基金も新たに認める、こういうことになったわけでございます。

今後の対策といたしましては、特に中小企業を対象とした総合型の基金や地域型基金の普及に努めてまいりたい、このように考えております。

○塚田委員 各保険制度におきまして積立金の運用というのが大変重要なポイントになってきております。そんな中で、厚生年金基金につきましても、その積立金の運用についてさらに運用方法を拡大するためどんな方法をとうろうとしているのか、またはその内容がどうなるのか、お聞かせいただきたいと思います。

（栗山委員長代理退席、野呂委員長代理着席）

○水田政府委員 今回の改正法案の中に厚生年金基金の運用方法の改善も内容として盛り込まさせていただきました。その理由としては、厚生年金基金ができた当初は生

保、信託だけが長期資産の運用の専門機関でございまして、資産運用の実態も貸付金を中心でございまして、最近ではむしろ貸付金のウェイトが下がりました。有価証券運用というのが実態として中心となってきております。したがって、この有価証券運用について非常に実績もあるし専門性のある投資顧問会社を総資産の三分の一の範囲の中で生保、信託と同様に参入できるように道を開くということ、資産が五百億以上ある基金については、その三分の一の分野について自家運用もできる道を開く、この二つの改正内容を今回盛り込まさせていただいているところでございます。

○塚田委員 続きまして、制度間調整につきましてお尋ねいたします。

平成七年に一元化するとしており、国民もそれに対して期待と、また一部は不安を持って、どのような形になるのであらうかと関心を強めているわけでございます。その一元化後の姿が実際どうなるのか、この場においてその姿のありようについて、大ざっぱでもいいから、こうなるんだということを、厚生大臣、ぜひお示しいただきたいと思ふのです。後から質問に入れますけれども、旧国鉄の労働者、すなわち鉄道共済年金問題に絡んでも一元化一元化言っているけれども、実際はどういう姿なのだろうか、大きな関心事でございます。大臣、ひとつこの件につきましまして具体的に展望を明らかにしてください。

○戸井田国務大臣 一元化問題につきましては、御承知のとおり平成七年に一元化を完成するという政府の基本方針があるわけであります。昨年の十一月にも年金審議会が同一給付・同一負担ということが発表されたわけであります。同時に、先ほど先生がお触れになりましたように、制度間調整のJ Rの問題であります。六十年の年金改正のときには、官民格差の給付面での格差を是正しようということで、それに取り組んできたわけでありまして、このたび制度間調整という形で負担面での格差是正ということで国鉄、J Rの問題

に取り組んだわけでありました。

いずれにしても、昨年の審議会の御意見のとおり、単一被用者年金制度を創設するということが一つの既定の方針になっているわけでありましたが、そのもとになるのは、既に一部の年金で破綻が予想されるという状態になったことを見てわかるように、全体としての年金制度というものを安定的に供給していくとすれば、やはりその母体、底辺になるものが強力なものでなければならぬ。そうすれば、小さなものがたくさん並立しているよりも、大きな一体化した年金制度にしていくことが将来の財政の面でも安定をしていく。しかしながら、これを一つに合わせようとするとうしろもその歴史も異なりますし、資産等も違ってくるし、また支給要件というもののいろいろな差があるだろうし、そういったものを一つ一つ調整をしていかなければならない。そのために検討する問題はたくさんあるわけでありました。

そこで、今ここで内容を発表せよと言われまして、たけれども、私も政府としては、やはりそういうような大きなことではありますから、各界の御意見も聞かなければいけない、関係審議会の御意見を聞きながら、そういう意味でのことも諮問をしながら、そして得た答申に基づいて対応していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○塚田委員 制度間調整の措置によりまして、被用者各年金制度の間で交付が行われたり、また拠出を受けたというところになります。また、それの見込み額がどのくらいになるのか、お示しいただきたいと思えます。また、ずばりお伺いしたいのは、厚生年金の場合、一人当たりこの調整のためにどのくらいの負担になるのか、お示しいただきたいと思えます。

○水田政府委員 平成二年度から六年度までの五年間、平均で毎年度厚生年金は千四百四十億、NITが三十億、地方公務員共済が二百七十億、私学が三十億、農林漁業が二十億でございます。これは出の方でございます。それからいろいろの側、同

じ平成二年度から六年度までの五年間、平均で毎年度鉄道共済が千四百五十億、たばこ共済が四十億、このように見込んでおります。

なお、お尋ねの厚生年金の被保険者の一人当たりの本人負担額は、月額に直して百七十円程度であると見込んでおります。

○塚田委員 鉄道共済年金の財政破綻は、よく識者から指摘されておりますように、国の政策的な責任に帰すべきところが極めて重いんだと指摘されております。おさらいのような形になりますけれども、鉄道共済年金がどうしてこんな姿になってしまったのか、運輸省としてそれらについて分析した結果、国の責任というものはどういふものがあり得るのか、具体的に羅列していただきたいと思えます。

○丸山説明員 お答えいたします。

鉄道共済年金の赤字の原因につきましては、有識者によりまして懇談会の報告書でも触れられておりますが、一つには退職時の特別昇給の年金額への反映でございまして、保険料の引き上げの不足等、鉄道共済年金自身の制度運営に起因する面がございまして、もう一つには、モータリゼーションの進行でございまして、産業構造の変化でございまして、人口の高齢化とか、そういう面にも起因する面があると思えます。この二つが鉄道共済年金の財政破綻の原因であろうと運輸省の方としても考えております。

今回御提案しております鉄道共済年金への対応策は、このような赤字の原因を勘案して取りまとめたものでございまして、鉄道共済自身の自助努力、それから公的年金一元化の地ならしとしての被用者年金制度間の負担調整で対応するところとで所要の法律案を御提出申し上げてるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○塚田委員 ただいまの運輸省の説明でおわかりになりますように、国の責任がかなりの比重を持つてこの鉄道共済年金の破綻に結びついておったということは紛れもない事実だと思います。

そこで、大蔵省にお尋ねいたしますけれども、このような見地すなわち国の責任が非常に重いのだよという立場に立つて考えた場合、清算事業団負担分八百億円となつておりますけれども、この金額の根拠はどういうところから出ているのでしょうか。

○乾説明員 ただいま運輸省から答弁がございまして、たけれども、赤字の原因は端的に、この旧国鉄共済の制度運営に起因する側面それから産業構造の変化、人口の高齢化等に起因する側面というふうに指摘されておるわけでございまして、私どもこれらが必ずしも国の責任であるというふうには考えておらないわけでございまして。

今回の対策、自助努力につきましては、先ほどの懇談会の報告書にも述べられておりますように、まず何よりも鉄道共済自身の自助努力が必要であるという考え方に立ちまして、年金給付の見直し、保険料率の引き上げというところを行っていくわけでございまして、さらに他の制度からも、結果的に千四百五十億円の資金の受け取りとなるというところを考慮いたしまして、JR各社も通常の保険料、事業主負担とは別に年間平均二百億円を出し、また清算事業団も旧国鉄時代の事業主の保険料の負担不足ということ等もございまして、それらを考慮して年間八百億円を出す、こういう意味で総合的に千五百五十億円の対策を取りまとめた次第でございまして。

○塚田委員 続けて大蔵省にお伺いいたします。JR各社の中では、例えば東日本とか西日本などのように、かなり好決算に転換できたところもあるわけでございまして。また掛金率を見てもみまると、国家公務員では十月から引き上げられておるのに鉄道共済の方は据え置かれたままになっております。となりますと、大蔵省の見方はいかがでしょうか。鉄道共済の自助努力ということにつきまして、どのようなコメントをお持ちなのか、お聞かせいたしたいと思います。

○乾説明員 先ほどお答えいたしました、この赤字対策の自助努力でございまして、これは本年二

月七日の閣僚懇談会において決定されたものでございまして、この対策は平成二年度から六年度における鉄道共済年金の自助努力等の一つとして保険料率の引き上げ、厚生年金と同幅を行うということが了解されまして、この対策の中で五百五十億円程度の増収を平成二年度から六年度の五年間において見込んでおるわけでございまして。大蔵省といたしましては、鉄道共済の厳しい財政状況また新たに来年四月から厚生年金等からも制度間調整による支援を受けることになること等を考慮いたしますと、国共済グループ、これは私どもも国家公務員等でございますが、これがこの財政再計算を行います本年十月にも鉄道共済の料率を千分の二十二引き上げることが適当と考えて鉄道共済と相談をいたしているわけでございまして、現時点においてまだ結論が得られていないという状況にございまして。引き続き私どもとしては鉄道共済に対して適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

○塚田委員 ほんのちよつと手先を変えますけれども、たばこ共済年金についてお尋ねいたします。このたび予定されております制度間調整によりまして、鉄道共済のほかではたばこ共済年金も交付金を受け取る側になってまいります。このたばこ共済年金における自助努力は一体どのような内容になっておるのでしょうか。これも大蔵省の担当でしょうか、この件につきまして願います。

○乾説明員 たばこ共済につきましても、鉄道共済ほどではございませんが、近年財政状況が悪化をしてきております。成熟度が現時点では一〇〇％という状況になっておるわけでございまして、現在のまま放置いたしますと、近いうちに積立金をすべて使い果たしてどうにもならなくなるという極めて厳しい財政事情にございまして。今回の我々の提案いたしております国家公務員等共済組合法、現在大蔵委員会が審議を願っておりますけれども、そちらの方ではたばこ共済につきましても厳しい自助努力を行うということでございまして、六十歳未満の退職年金支給の新規発生の原則

停止とか職域年金部分の廃止等の給付の見直し、また保険料率の引き上げ、そして、たばこ会社はこれまた事業主負担をしているわけでございますが、それとは別に、たばこ会社の特別の負担を求める等の措置を講じることとしております。

○塚田委員 JRの労働者の皆さん方はこのように鉄道共済年金問題につきまして一部自分に責任があるように言われる。しかし考えてみると、今の特に若年労働者にとりましては、みずから知らないところどころいうふうになつてしまつて、しかも世間からはどちらかというとちよつと白い目で見られないわけでもない。そして負担の面においても、他の労働者と比べると自助努力という名のもとに大変御苦勞されております。しかし一方、見方をがらつと変えまして一般の民間労働者の方からした場合には、その年金制度の財政状況が悪くなつたから助けてくれというようなことになりまして、これまた納得できないというようなことも言えるわけでございます。

そして、このたびの制度間調整は、負担と抛出の額から見てもわかりますとおり、実際は鉄道共済年金の救済措置そのものでございます。一時的には、お互いに助け合ふという意味から見ても我々労働者が納得できたとしても、いつも、またいつまでもというわけにはいかないと思います。こういう大きな問題につきましては、年金制度全体の責任者でございます局長、どんな見解をお持ちでしょうか。

○水田政府委員 私ども、今回の年金改正の中で公的年金一元化をどうするかということも大きな検討課題の一つとして取り上げていたところでございますが、公的年金の一角が崩れるということとは、厚生省の守備範囲でございます厚生年金なり国民年金の将来の制度運営に大きな暗い影を落とす、いずれ平成七年に解決しなければならぬ問題であるならば、その姿と矛盾しない形で関係者の合意ができる範囲で制度間調整を行うことを容認する、ただし、その前提としては鉄道共済

の側における自助努力は精いっぱいなされたというあかしを見せてもらつた上で最終判断をするという意見書をいただきまして、鉄道共済の方にも一生懸命汗をかけたいただきまして、その結果今回御提案している制度間調整についても年金審議会から容認をいただいた、こういう経過になつていくわけでございます。何といたしまして、被保険者一人で一・六人の老齢年金の受給者を抱えている制度と七人一人を抱えている制度、この負担のアンバラを放置しておくことは日本の年金全体の発展から見ても好ましいことではないので、暫定措置ではございますが、緊急の是正措置をとらせていただいた、こういうことでございまして、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

○塚田委員 ただいま審議しております法律案とは離れますけれども、最後に一間だけ、社会保険庁の方にお尋ねをしておきます。

厚生年金への国庫負担金の繰り延べ措置は来年度も延長するのでしょうか。これ以上の繰り延べはやめて早急に返済措置を講ずべきと考えますが、いかがでしょうか。

○土井政府委員 国庫負担の繰り延べ特例措置の問題でございますが、来年度の取り扱ひの問題につきましては、率直に申しまして、予算編成過程において検討をするということが夏の段階の閣議了解で決められておりまして、私ども今日の段階ではお答えを申し上げられないということを御了解いただきたいと思ひます。

なお、過去の繰り延べ分の返還の問題でございますけれども、昭和五十七年度から六十年年度までの分につきましては昨年度元利計で一兆三千六百二十五億円お返しにいただいたわけでございまして、六十一年度以降の分につきましてはもできるだけ早く返還が行われますように、今後とも財政当局とよく協議をしてまいりたいと考えております。

○塚田委員 終わります。

○野呂委員 長代理 児玉健次君。

○児玉委員 最初に大臣にお伺ひしたいのです。

六十歳を超して六十四歳、五歳、そういうところで一家を預かるあるじがどんな経済的な生活をしているか。総務庁の統計局が昭和六十三年に行つた貯蓄動向調査が最近報告書になつてまとめられました。六十歳代前半層に属する世帯のうち約四分の一の世帯が六百万円を超す負債を持つてゐる。そして、その中で最も多くの部分を占めてゐるのが住宅、土地である。総務庁の調査によれば四百九十一万円と言つておりますが、そういう状態で、土地や住宅について在職中の収入で解決することができず退職後にもそういう経済的負担を引きずつてゐる、こういった実態があることを大臣御承知ですか。

○戸井田国務大臣 御指摘のことは承知をいたしております。

これは考えてみますと、私たちの時代にはなかなか住宅なんというのはつくれなかつた。しかしこのごろは、いろいろな制度融資があつたりローンがあつたり、きつちとしたところで働いてゐるといふと、そういういろいろな援助等もあつて割合家が建てる。しかしながら昔の人たちは、そういう面でも今よりははるかに年配になつて、子供が大体大学を卒業した、そろそろ定年になる、若干金も入る、そういう意味で住宅金融公庫を借りてひとつ建てようとか、そういうような比較的年をとつてから住宅を持った人たちなんというのは今一番負担の多いときなのですね。先生が御指摘のような、これは今四百九十万円の負債がある、それから返金額も年額六十六万七千円という実態だ、非常に大変な状態じゃないか、火の車だという御意見はよくわかります。

同時にしかし、僕は知らないから調べてみると、一方の貯金の方も割合高齢者は多いのです。若い世代の人よりもむしろ高齢者の方が非常に多い。六百万円ぐらゐの逆に近い。割合にお年寄りの人たちは堅実だなどという一面も見たのです。もちろん、先生も御指摘の住宅ローンや負債があるということとはそのとおりである。一方また所得も割合多いんだなと思つて、調べてみたら驚いたということ

ろです。

○児玉委員 この総務庁の調査で、当然のことではあるけれども適切なやり方をしていると私が思ったのは、土地や家屋の負債を引きずつてゐる部分を六十歳から六十四歳全体で平均にならすことをせずに、どのくらいの部分がその負債を引きずつてゐるか、どのくらいの部分が教育費を依然として負担しているかという形で出しているあたりが私の注目を引きました。それで、確かに貯蓄を持つてゐる部分もありますけれども、十分な貯蓄があればマイホームのローンはもう返してしまつてゐるのですから、そのところを考えると、依然として在職中の経済的負担を退職金でも払い切れず、そして退職後もさまざまな努力で負担している、こういう部分をやはり思い浮かべなければいけないだろう、こう私は思ふのです。

それでまず伺ひたいのですが、六十歳定年制を採用している企業が六一・九%である、労働省の調査をもとにして昨日来頻りにそれが出てきました。そして、六十五歳までの雇用確保についての議論も昨日来非常に活発に行われました。きのう、厚生省の答えの中で収入中断というのには好ましくないというお話もありましたし、労働省からは、退職と年金受給がなるべくスムーズにつながるよ、に、この事態をつくるのが務めである、そういうふうな趣旨のお答えもありました。そこでまず聞きたいのですが、日本における使用者の側の意味では代表である日経連が、昨年の十二月に「公的年金の改革について」、非常に簡潔な文章を出しております。その中で「六十五歳定年制の法制化または行政指導には反対である」、このように公言している。労働省は、このような状況で六十五歳定年制が早期に実現するとお考えでしょうか。

○七瀬政府委員 御質問の日経連の考え方でございますが、これは日経連の考え方がどうということをお私から申し述べた立場にないと思ひますが、ただ先生御指摘の文章によりまして、六十五歳定年制の法制化に日経連が反対しておるとい

ことはそのとおりであろうと思います。これは一律に定年制という形でやっていくということに反対しておられることだろうと思いますが、日経連自身も、私の承知している限りにおいて、六十歳代前半層の雇用を促進するということが企業側としても重要な課題であるというふうに受けとめておられるというふうに承知いたしておりますし、その六十五歳までの雇用を確保する方策については、現在雇用審議会場においても熱心な討議が進められているところでございます。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

○児玉委員 部長、たびたび伺いますから、近くの席にいてほしいのだけれども……。

そういうのんびりしたことを言える立場にあなたはないと思います。日本の使用者の側の代表的な部分が、最近出したレポートの中で、やれストック型の人材だとかフロー型の人材だとか勝手ほうだいなことを言っていますが、ともかく全体として高齢者雇用の確保ということを問題にするときに、定年制の六十五歳に向けて引き上げということを労働省としてはかなり熱心に取り組まれているというふうに昨日も言っているんです。

よ。そういうとき使用者側の代表が、法制化にも行政指導にも反対だ。コメントする立場にないもないでしょう、それは。全体として日本の高齢者の雇用を確保していくときに、使用者の自覚というものが非常に重要だと思えます。いかがですか。○七瀬政府委員 日経連のお考えにつきましても、日経連自体のお立場でいろいろと考えておられることと存じますので、私からこの場でそれを不正確にお伝えすることになってはという懸念がございまして先ほど申し上げたわけでございますが、私どももいたしましては、六十歳代に入りますと就業を希望される方のニーズやいろいろな面が多様化してまいりますので、六十歳代に入ってからその雇用を進める上において一律に定年制でということが適当かどうかということについては、そういうことではなくて、多様な手段を活用しながらやっていくべきである、こういうふう

考えておりますし、この六十歳代前半層の雇用の問題については労働省としても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

日経連におきましても、私が承知している限りにおいて、六十歳代前半層の雇用というのが高齢化社会を迎えて非常に重要な課題である、そういう認識の上に立っているいろいろな議論の場に参加していることを申し上げたわけではあります。

○児玉委員 先日、私は質問の準備のために北海道の新日鉄室蘭に行ってきた。現場の労働者の率直な意見を聞きました。非常に高温のもとで大変な音がする厳しい状況です。その人たちが厚生年金の六十五歳支給開始というのを新聞報道で知らされたときに、職場で一斉に支給開始年齢をむしら五十五歳にしてほしいという声が出たと私に伝えるんです。

それで、今あなたがおっしゃった十月二十四日の日経連の高齢化問題研究会中間報告、つぶさに読んでいます。その中で「雇用延長が無理と思われる職務・職種」「（電機C社）現業関係（精密・微細加工・組立て検査業務）、非現業関係（製品開発・設計業務）」「（D自動車）にあっては「車両組立て」「（私鉄F社）にあっては「乗務員」「一般論として、六十歳過ぎでの労働は無理な面があり」と云々と、こういうふうに出ています。高齢者の雇用というときに、それに対する我々の接近というのは現実に即して行われなければならぬ、こう思うのです。明らかに、勤務の実態からして大体五十五歳を過ぎると仕事の過酷さとか仕事のさまざまな実態から、それ以上勤務をすることが困難という部分については、これは雇用の面でも保険、年金の面でもそれに合った対応をしなければならぬと思うのです。この点については、労働省と厚生省のお考えを聞きたいと思っております。

○七瀬政府委員 加齢、年齢を重ねるに伴いまして、その方の能力の問題とかあるいは職場環境の問題に適應することについて変化が生じてくると

いうことはあろうかと思っております。そういった面につきましては加齢に伴ういろいろな問題点を解消するために、例えば短時間勤務とか隔日勤務の制度を活用するとか、あるいはいろいろな企業の中で高齢者に職場を合わせようという形で工夫の工夫の中で、工夫が必要になってくるかと思っております。私どもとしては、そういった高齢者の方に作業システムを合わせるような努力も一方で必要になってくるか、かように考えております。

○水田政府委員 六十五歳の支給開始の引き上げは平成十年度から平成二十二年にかけて行われてございまして、午前中労働大臣も出席をいただまして、その前に十分間に合うように雇用の環境の体制整備も図るよう労働省としては精いっぱいやる、こういう大変強い御答弁もいただいているわけでございまして、私どもは、年金と雇用が密接に関連するということは確かでございますが、必ずしも定年制でつなぐ必要はないと思っております。その点は、労働省の認識と一致しているわけでございまして、六十歳前半層の継続雇用について、マイペースで働きたい、こういう方の雇用を支援するために在職老齢年金制度も用意をいたしているところでございまして、今回の改正でもその改善措置を盛り込んでいこうと

○児玉委員 厚生省が満額の信頼を寄せている労働省のお答えは、どうも今の特定の職種についての個別の対応という点でも一般論を述べるにすぎないので、その点については引き続き議論をしたいと思っております。

私は、五十歳を過ぎ、五十五歳を過ぎる労働者の雇用問題というのは、一般論でなくて個別、具体的にでなければならぬ、こういうふうな思っているのです。そういった意味で引き続きお聞きしたいのですが、六十歳定年制採用の企業が六一・九%だと言われまして、その都道府県別の偏り、アンバランスはどうなのか。労働省からことしの六月に実施された百人以上の規模の企業におけるデータをいただきました。皆さんが昨日来お話し

になつてはいるデータとは若干サンプリングが違いますが、傾向は同じだろうと思うのです。それを拝見すると、本年なお六十歳定年制を採用する企業が三九・三%にしかなっていないというのが青森。秋田は四二・三%、山形は四二・九%、北海道は四九・〇%。北海道庁から私が聞いたのは四三・七%と聞いているので、このところのずれが相当ありますが、皆さんの資料によっても六十歳定年制を採用している企業が、五〇%以下のところが八道県ある。こういった地域に対する労働省としての特別な、具体的な対策をどのように講じられようとしているか、伺います。

○七瀬政府委員 私が持っております業務統計の調査でございまして、これは都道府県別に傾向を見るために暫定的に集計してみた数字でございます。その点御了承いただきたいと思っております。確かに六十歳定年の普及状況、地域差もございしますが、これはやはりそれぞれの地域における諸事情、特に雇用情勢一般を反映している面が大きいのではないかというふうに考えておりますが、いづれにいたしましても、こういった地域的な格差を解消するためには、地域間のミスマッチを解消するための雇用政策全般の施策が必要になりますと同時に、私ども行政指導に当たりまして、さらに全般的傾向だけでなく地域的な状況にもきめ細かな配慮をしながら、定年延長の行政措置を進めてまいりたいと思っております。

○児玉委員 労働省、きめ細かな配慮は結構です。よ、どんなきめ細かな配慮をするのか。地域的なアンバランスに対して労働省としてどのような指導、援助、誘導、引き上げをしていくのか、政策的な方向性というのがはつきり出なければだめです。きめ細かな配慮をしますで済むような生易しい状態ではないのじゃないですか。この資料によれば、ある地域では確かに六十歳定年制を採用している企業が七〇%を相当超しているところもある、一方で三九・三%です。その差は二倍以上です。きめ細かな配慮をしなければいかぬというのとは私ども同感です。どんな配慮をしようとして

いるのかというのを、この次の私の質問の機会にさらに具体的に述べていただきたい。

それでも一つの問題は、六十歳定年制ということがよく口にされる。私たちは六十歳以上の高齢者の雇用を確保するということが重要だし進めたいと思います。そして、現在六十歳定年制というのはいまだにやっと六十歳に達したばかりですから、速やかにそれがすべての企業になるように我々としても努力したいと思っております。しかし、その際見逃してならないのは、五十歳前後から始まる雇用の深刻な不安の問題です。窓際族、そして五十あたりから始まる出向、配転、希望退職制、そういったものがどのくらい五十を超す職員に深刻な不安を与えているか。

日経連がその点でもなかなか興味深い調査をなさっています。これはことしの二月八日まで日経連がまとめた「退職金・年金に関する実態調査」、調査に当たったのは四百十社、従業員五百人以上の企業が六五・六％、相当規模以上の企業です。そこで見てみると、定年まで勤めるのは退職者全体の二一・五％にしかすぎない、自己都合という名で六〇％の方が途中退職をしている。そういった部分について雇用の確保という非常に重要な社会的な務めがあると思うのですが、この点での労働省の具体的な施策をお聞きしたいと思います。

○七瀬政府委員 統計的な数字は別といたしまして、例えば六十歳定年を採用している企業において、そのすべての労働者が六十歳まで当該企業にそのままの形で在職するわけではない、これはそのとおりだと思いますが、ただ当該企業で六十歳定年を背景にしながら、場合によっては関連企業に対する出向制度でございまして、さまざまな形で雇用の確保のあり方がございまして、六十歳定年が当該企業に基盤として採用されていることによつて、あるいは関連会社への出向という形になるかもしれませんけれども、そういうグループ内での雇用が確保されるという形での定年制の雇用確保効果というものが現実にあるというふう

に私どもは理解いたしております。
○児玉委員 今の問題を多少具体的に議論してみよう。

国鉄共済に関連してJRが現に行っている問題なんです、その国鉄共済が今日の状態になったという点については、先日の本会議質問でも私はその本質を明らかにしたつもりです、ここでは繰り返しません。

運輸省、お見えになっていられると思うので伺いますが、JR各社の社員の定年は就業規則ではどうなっておりますか。

○丸山説明員 お答えいたします。

JR七社の定年につきましては、JR七社の就業規則におきまして六十歳とするということになっておりますが、当面の措置としまして五十五歳、そして経営状況等を勘案しながら逐次六十歳に移行する、こういうふうな定められてございます。

○児玉委員 就業規則では六十歳、そして当面五十五歳、医師法と歯科医師法に定める部分を除けばそのようにする。これをいろいろな会社ややり出したら、定年六十歳というのは単なる名目にかすぎなくなりますね。昭和六十二年四月一日にJRが発足したとき、このような就業規則と附則が労働省に示されたとき、労働省はどのような指導をなさったか聞かしてください。

○七瀬政府委員 JR各社の定年制でございまして、たゞいまもお話がございましたように本則で六十歳、そして附則で当面の措置として五十五歳というふうな規定しているわけでございます。したがって、私どもの理解といたしましては、JR各社におきましても六十歳定年が本来あるべき姿であるけれども、国鉄からJRに移行する国鉄改革の中で、再建を達成するために当面の措置として五十五歳にせざるを得なかったということでございます。私どもとしては、JRの定年制は行政指導あるいは雇用安定法の関係では現実には五十五歳であるという理解のもとに対応しているところでございます。

○児玉委員 JRがいろいろ言っているのは、それはJRの主張ですよ。例えば、JR各社の八七年度の経常利益は千五百三十八億圓、八八年度は二千八百十八億圓です。そして、新規採用は少ないというふうな話であつたけれども、こゝ一、二年、人数はそう大したことじゃないけれども、一定の新規採用を始めていますよ。そういうときに、労働省としてこのような状態を放置しておくのか、それとも速やかに六十歳定年制に移行するようにJRとしての努力を求めているのか、どちらなんですか。解説は要らないから、どちらなのか答えてほしい。

○七瀬政府委員 JR各社で現実に五十五歳定年を附則で定めていることについてはいろいろの事情があり得ると思ひますが、高齢者の雇用を進める雇用安定法を所管する労働省の立場といたしましては、できるだけ早い時期に六十歳定年に達するように努力していただきたいと思っております。そういう立場で行政指導をいたしているところでございます。

○児玉委員 その行政指導を効果あるものにしていただきたいと思ひます。

次に、厚生省に伺いたいのですが、きのう高齢者雇用をなるべく退職と年金受給がつかざるように、所得中断とおっしゃいましたか、何とおっしゃったか、我々の言葉で言えば収入空白の老後が生まれぬ、そのためのつなぎの制度として繰り上げ減額支給制度があるというお話がございました。私は、その国民年金の問題を具体例としてこれは是正を求めたいと考えているのですが、六十五歳国民年金支給開始、本来これは六十歳であるべきだと私は強く主張したいのですが、それを六十歳に繰り上げた減額率四二％、六十一歳三三％、六十二歳二八％、六十三歳二〇％、六十四歳一％ですね。

そこで伺いますが、このような率が設定されたのはいつであつたのか。そのときの男性、女性の六十歳になった時点で平均余命といひますか、それは何年であつたか。そして今日、直近の資料

によれば、それが男女でそれぞれどのように変わったのか、お答えいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 国民年金の減額率を設定したのは昭和四十一年でございまして、昭和四十一年の第十二回生命表の六十歳の方の平均余命、男子十五・二〇歳、女子十八・四二歳でございまして、直近の第十六回生命表によりますと、男子十九・三四歳、女子二十三・二四歳、このようになっております。

○児玉委員 もう一つ端的に伺いたしたいのですが、繰り上げ減額支給の減額率を決めていく計算の基本的な方法としては、その方がさまざまな形で受給されるにしても、生涯における受給額が全体として一致する、もちろん利息の計算その他の要素もありますが、そういった形で計算されているのですか、いかがでしょうか。

○水田政府委員 できるだけそのようになるように設定をいたしております。

○児玉委員 そうなりますと、昭和四十一年、もう二十三年前のことです。二十三年前の男性十五・二〇、女性十八・四二、六十歳以後これだけ生きられる、その段階で制定されたこの減額率は、今日、男性について言えば四・一四年平均余命が延びています。女性については四・八二年平均余命が延びています。明らかに、この状態を放置しておけば繰り上げ減額支給制度の適用を受ける方は、六十五歳から給付を受ける方に比べて明白な不利益を受けている、そういうふうな判断せざるを得ませんが、どうですか。

○水田政府委員 私どもは、減額年金はできるだけ、将来不利になるので本来の開始年齢から受給するようにという指導をしているわけでございますが、国民年金の場合は、地域社会でどうしても近所の方がもたらわれると自分ももうという傾向が非常に農村地帯では強いわけでございます。減額年金を受給している割合は、年々低下はしておりますが、七割近くになっておりまして、この減額率を改善するということが逆に繰り上げ支給を奨励するというようになって、結果的に六十歳な

り六十一歳なり六十三歳なりの早期開始に実態的に近づいてくわけてございまして、現在の基礎年金の財政自体が大変深刻な状態のときにこの減額率を改善するということはできない、このように考えております。

○児玉委員 時間がありませんので、御質問していることに端的に答えていただきたいのです。

減額支給を受けている方は全国的に六七・〇、秋田では八六・四ですね。そしてその率は年々上がっています。局長、私がお聞きしたいのは、二十三年前のこの計算をそのまま放置しておいたのでは、この制度の適用を受ける方が終身の年金の受給額という点で皆さんの計算の設定からしても明らかに不利を受けている、そうではないのですかとお聞きしているのです。お答えいただけますか。

○水田政府委員 減額年金を受けておられる方も当然改正の恩恵を受けておられるので、全体的には改善措置は及ぶわけですが、トータルとして見れば、若干不利になる面があることは事実かと思えます。

○児玉委員 この点は重要な問題なので、大臣に私は伺いたいのですが、局長は、若干ではあるが不利を受けているというふうに述べられたのですが、そのような状態がずっと放置されて推移していくというのはまずいと思うのです。やはり、きのう厚生省は人口学の成果を駆使して正確な推計をされていると誇示されているわけですから、六十年たつてあと何年生きるかというのは人口学の重要なファクターですね。それがあつた新しい知見を示しているのですから、それに即した迅速な対応をなさすべきだと思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○水田政府委員 先ほどから申し上げておりますように、減額率を緩和するということは、繰り上げ請求を奨励することに相なるわけでございますので、減額率を緩和するという考えは持っておりません。

○児玉委員 それでは、局長、端的に聞きますよ。

あなたたちは、なるべく減額支給の適用を国民年金の特に第一号受給者が適用しないようにするために一定の経済的なペナルティーとしてその不利を強要しているのですか。どうですか。

○水田政府委員 設定したときにはそういう考えは持っておりませんが、結果的に平均寿命が延びてきたということとそういうことに結果的になっている、こういうことでございまして。

○児玉委員 それは重要な問題ですよ。大体繰り上げ減額支給というのは、六十五歳まで収入空白がその方の生活を脅かしてどうにもならないから、ざりざりの判断でこの道を選ばれるわけでしょう。結果的にそれがペナルティーになっている。国民年金制度の根本にかかわる御回答ですね。そういう要素が国民年金の中にあつていいのですか。いかがですか。

○水田政府委員 国民年金制度の長期的安定を期すためには、本来の満額年金を受給していただくということが適当であるし、また減額率がこういう実態であるということも十分御説明した上で選択をしていただいておりますので、決して私どもは誤った運用をいたしているとは思っておりません。

○児玉委員 私たちはこの後決して六十五歳支給開始繰り上げを行わなければならないと考えておりますが、昨日の局長の御答弁で、基本的には繰り上げ減額支給については国民年金のものを踏襲する、ただし六十四歳一六十五歳、六十五歳通過するときに、率において一気通貫でなく若干の選択のメニューをつくりたいというふうにおっしゃった。そのことについて、私は今議論しません。今あなたのおっしゃったロジックによれば、なるべく減額支給をさせないために、終身受給額が幾らか減つてもそれは仕方がない、その態度で今皆さんがお考えの厚生年金における減額支給制度も組み立てようとしておられるのですか。いかがですか。

○水田政府委員 厚生年金につきましては、政令で減額率を設定するわけでございますが、その際に総合的に勘案して決めさせていただきたい、こ

のように思っております。

○児玉委員 私は、繰り上げ減額支給を受けることと経済的な不利をこうむるような形で厚生年金の繰り上げ支給を考へておられるんですかとお聞きしているのです。それに対してあなたは制定の手続をお答えになられたのです。

○水田政府委員 原則的には厚生年金と国民年金の減額率が異なるのは好ましいことではないと考えております。

○児玉委員 そうすると、二十三年前の六十歳の場合は四二・〇減額、それでいくという意味ですね。○水田政府委員 厚生年金については、六十歳から六十四歳までと六十五歳以降の減額率については変更があり得るという形のものを考へておられるわけでございますが、基本的にはそういう考へ方ではないかと、実際の施行に当たりましてはなお検討する問題があるかと思っております。

○児玉委員 国民年金と厚生年金、この後共済年金でも現実の問題が出てきますが、そういうところで平均余命が何歳か、そして減額率はどうかとメニューの多寡について私は議論するつもりはないのです。六十歳から減額率を受けて受給して終身に及ぶメニューが厚生年金でもあるはずですよ。そのところと国民年金と厚生年金との間に、あなたはまさか区別をつくらうとは思っていらっしゃらないでしょうか。

○水田政府委員 基本的には減額率は同じであるべきですが、先ほど申し上げましたように、厚生年金については六十五歳前と六十五歳後で減額の仕方を変えるという方式を検討しているわけでございます。その際に、なお高齢者雇用の促進その他の要素を考へることもあり得るということであらうかと思ひます。

○児玉委員 非常に重要なことが明らかになりました。国民年金の繰り上げ減額支給について言えば、なるべくそれを選択させないためにペナルティー的な減額率が現に行われている。それはあなたたちが考へようとは決して言わない。そして、厚生年金のときにはさまたげメニューと言われ

ているけれども、これはもう明らかで、六十五歳までの減額支給を受けて六十五歳になったとき回復するメニュー、そして、きのうあなたがおっしゃった六十歳から減額を受けて一気通貫、そのまま終身の減額率で受給するメニュー、そういうメニューを考へておられるのでしょうか。ちょっと答えてください。

○水田政府委員 一気通貫の形もありますし、それから六十五歳を起点として減額率の異なるものを選択するという方式、いろいろな形を今後考へてまいりたい、そのためにわざわざそのパターンは政令に落とし、今後審議会の意見等も聞いて決めてまいりたい、このように思っております。

○児玉委員 では、この点は引き続き質問していきたいと思ひます。

ただ、今の問題は非常に深刻な意味を持っています。国民年金の減額繰り上げ支給を受け取っている人たちに対して、あなたたちが各都道府県でどんな説明をしているか。これをこの減額支給で受け取らうと、六十五歳まで待つて満額の金額で受け取らうと、あなたのお受け取りになる金額に違いありません、そういう説明でこの制度は運用されているのですか。厚生省の今の考へは、それは違うということを確認にされたので、その点について、次にまた引き続き御質問をしたいと思います。

国民年金基金について伺いたいのですが、先日厚生省は、職能型の年金基金については十団体ばかりで既にその準備が始まっていると伺いました。どのような団体がその準備をなさっているのかというのが一つです。二つは、職能型と地域型の国民年金基金について、加入予定人員はどのくらいを予想されているのか、これが質問の二つ目です。三つ目は、よく一口五千円というふうに言われています。掛金二口一万円とかなんだと言われまして、先日皆さんに資料を求めたら、掛金二口三十五歳加入で二十五年間、六十歳で月額約五万五千円、こういう極めてさまたげメニューの中の一つのケースについての資料をいただきました。

した。

私がこの際お聞きしたいのは、掛金三口で二十歳加入、四十年の場合は月額幾らになるのか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○水田政府委員 質問がいっぱいございまして、あるいは答弁漏れが出るかもしれません。

戦能型の十程度というものは、具体的にはどこか、こういうことでございしますが、これは法律上、生保、信託が受託ということになっておりますので、固有名詞を申し上げることは、職務上知り得た秘密に抵触いたしますので御容赦願ひたいと思ひます。

それから次に、要件の緩和でございしますが、戦能型は全国……（児玉委員「三十四年」と呼ぶ）加入予定人数」と呼ぶ）加入予定人員は、最終的には全体として三百万人くらい加入していただけるのではないかと、私もこのように考えております。

それから……（児玉委員「三十四年」と呼ぶ）それは突然の御質問でございしますので、お答えする用意ができておりません。

○児玉委員 突然の質問ではなくて、二口、三口、四口について、四十年加入でどうかということは何回も私は申し上げている。

委員長にお願ひしたいのです。国民年金基金についてのこの委員会の質疑を進めていく上で、今の資料の提出はどうしても不可欠なものですから、この提出について理事会でお取り計らいいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○丹羽委員長 承っております。

○児玉委員 では、学生の国民年金の問題については次回に譲りまして、最後に御質問したいと思ひます。

私たちは十月二十五日に戸井田厚生大臣に対して、物価スライド部分、政策改定部分の支払いを法案本体から分離して直ちに実施すべきだという申し入れを行いました。その翌日、自民党の政調会長の三塚さんがある御発言をなさったという点は皆さん御承知のとおりです。そして、この委員

会の審議もまだまだ尽くさなければいけないところは多くありますが、きのう大臣は、それぞれの委員からさまざまな具体的な提案もあるし、各党での協議も進められるのではないかとといった趣旨のことをお話しになりましたが、この引き上げ分を法案本体から分離して速やかに受給者にお届けする、その点で決断のときが来ていると私は思ふのですが、その決断をしていただきたいと思ひます。いかがですか。

○戸井田国務大臣 分離してスライド部分と給付の改善部分を早く支給したかどうかということは、私たちの中にもそういった気持ちはやまやまあります。しかしながら、年金財政からすべて安定という点から見ると、この問題は同時に解決していただいて、皆さん大変御意見が出てきておりますから、そういうようなものを勘案しながらお互いに十分審議を尽くしていただいて、二千五百万人の方々がお待ちしているわけですから、早くできるような状態をつくっていただきたい、かように思ひます。

○児玉委員 非常に興味深いことを伺ったのですが、大臣の方で速やかに渡したいという気持ちはやまやまある。私たちにもやまやまあるのですよ。そのところで一致させたらどうでしょうか。（発言する者あり）

○戸井田国務大臣 ここで今、山の形が違ふと言いましたけれども、まさにそのとおりで、私の方はみんなきれいなさっぱり、審議をしていただいて、給付面でも皆さんも審議の段階である程度保証されておるわけでありまして、すべてみんなそういったものを一緒にひとつ上げてくださいます。

○児玉委員 時間が来たから終わりますけれども、それでは問題解決しませんよ。やはり決断をすべきだ、その点を強く言つて次回に譲ります。

○丹羽委員長 次回は、来る二十七日月曜日午前九時五十分理事会、午前十時公聴会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

平成元年十二月六日印刷

平成元年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局